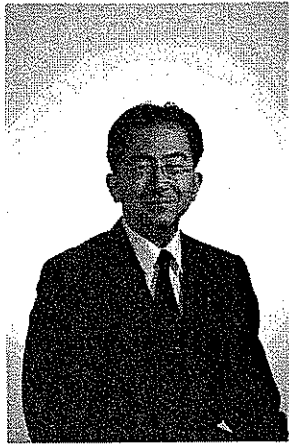


平成20年度  
岩手県男女共同参画年次報告書

平成21年3月

岩 手 県



## 年次報告書の刊行にあたって

昨今、全国と同様に本県においても、人口減少や少子高齢化の進行、景気低迷による雇用問題の深刻化などの様々な課題に直面しています。

このような状況の下、住民と行政が協働し活力ある地域社会を形成していくためには、男性と女性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を実現することが必要です。

本県では、平成12年に「いわて男女共同参画プラン」を策定し、平成14年には「岩手県男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成17年には、社会経済情勢の変化に対応するためプランの見直しを行い、男女共同参画の推進に向けた諸施策を展開しています。

この年次報告書は、本県における男女共同参画の現状や推進に関する施策の実施状況を取りまとめたものです。

本書を通じて、多くの方が男女共同参画についての理解と関心を深められ、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層進められることを心から願っています。

平成21年3月

岩手県知事 達 増 拓 也

# 平成 20 年度 岩手県男女共同参画年次報告書

## 目 次

### 第 1 部 岩手県の男女共同参画の現状

I 男女共同参画の視点に立った意識改革	1
II 女性の参画拡大による男女共同参画の推進	3
III 労働の場における男女共同参画の推進	6
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	8
V 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処	10

### 第 2 部 岩手県の男女共同参画推進状況～「いわて男女共同参画プラン」による～

◆ いわて男女共同参画プラン全体像 ◆	12
1 「いわて男女共同参画プラン」主要な指標の達成状況	
(1) 達成度一覧(19年度実績、対 19年度目標値)	13
(2) 平成 19年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応	15
2 平成 20年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業	
I 男女共同参画の視点に立った意識改革	21
II 女性の参画拡大による男女共同参画の推進	22
III 労働の場における男女共同参画の推進	24
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	27
V 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処	31

### 第 3 部 参考資料

○ 男女共同参画社会基本法	33
○ 岩手県男女共同参画推進条例	36
○ 岩手県男女共同参画推進条例施行規則	40
○ 男女共同参画に関する国内外の動き(年表)	42

# 第 1 部

## 岩手県の男女共同参画の現状

本県では、「いわて男女共同参画プラン」(平成12年度策定、17年度改定)において、5つの「施策の基本的方向」を定めています。

ここでは、この基本的方向ごとに、各種統計データを用いて、本県における男女共同参画現状を示しています。

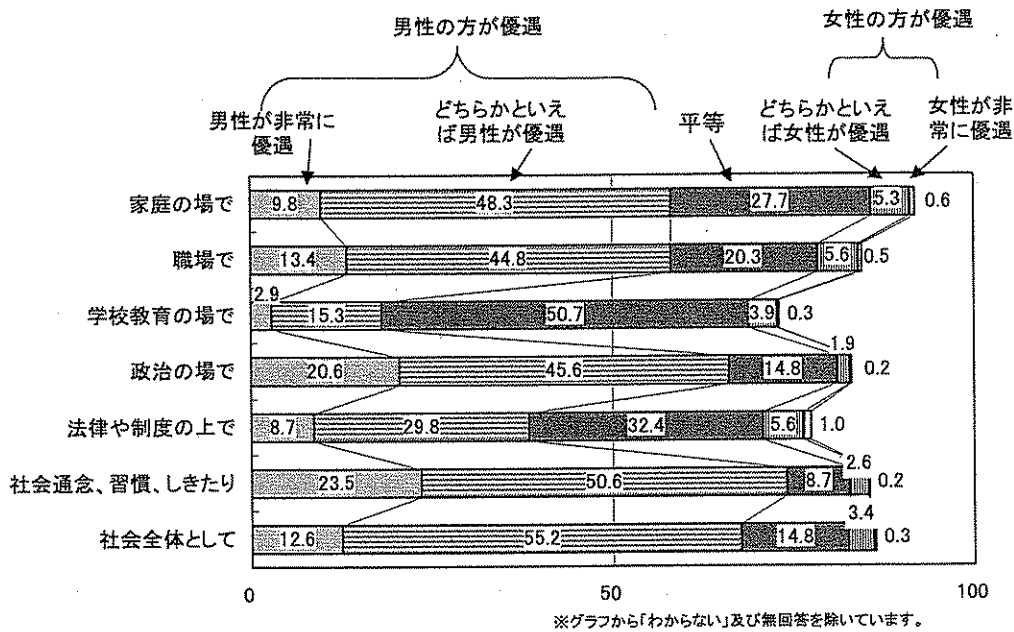
### ～プラン「施策の基本的方向」～

- I 男女共同参画の視点に立った意識改革
- II 女性の参画拡大による男女共同参画の推進
- III 労働の場における男女共同参画の推進
- IV 家庭・地域における男女共同参画の推進
- V 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処

# I 男女共同参画の視点に立った意識改革

## (1) 男女の地位の平等感

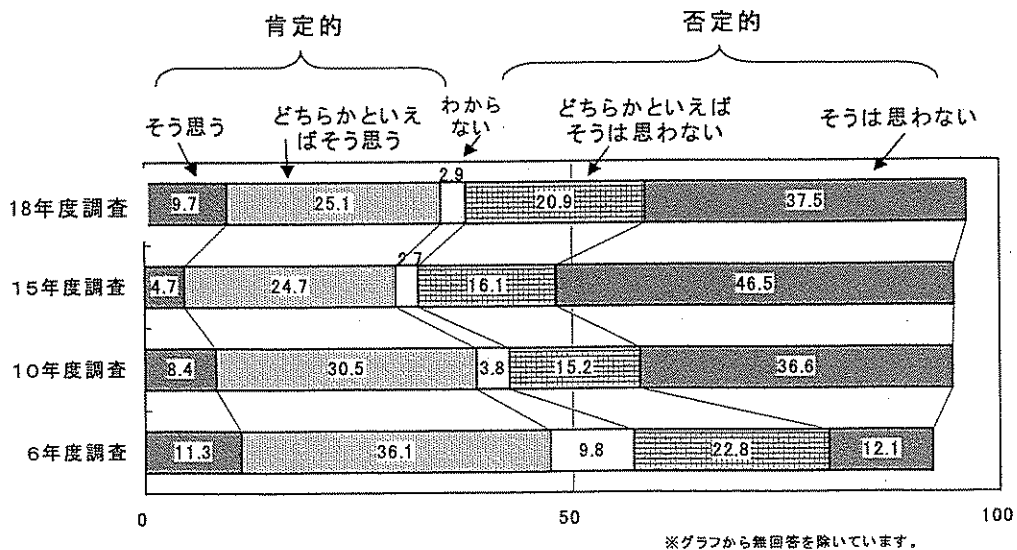
約7割(67.8%)が、社会全体として「男性が優遇されている」(男性が非常に優遇+どちらかといえば男性が優遇)と回答している。



※県青少年・男女共同参画課「平成18年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

## (2) 固定的性別役割分担意識(「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対し、否定的な回答が5割を超えている。



※ 県青少年・男女共同参画課「平成18年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

(3) 市町村における男女共同参画条例・計画の策定状況（平成20年4月現在）

・条例は4市町で制定。（4/35、制定率11.4%）  
 ・計画は23市町村で策定。（23/35、策定率65.7%）

男女共同参画を推進するためには、住民に身近な市町村による総合的、計画的な施策の展開、地域住民への意識改革が必要であり、市町村男女共同参画計画の促進のため、情報提供等の支援を実施しています。

【条例制定状況】

大船渡市（平成14年4月1日施行）、花巻市（平成18年1月施行）、  
 奥州市（旧水沢市（平成15年4月1日施行）、金ヶ崎町（平成16年4月1日施行）

※県青少年・男女共同参画課調べ

【計画策定状況】

	単位		策定割合	策定市町村数	(全国平均)
市町村における男女共同参画計画の策定率	%	15.3.31 現在	15.3	7市2町	28.8
		16.3.31 現在	25.9	10市5町	34.0
		17.3.31 現在	32.8	10市8町1村	39.6
		18.3.31 現在	54.3	11市7町1村	44.4
		19.3.31 現在	57.1	12市7町1村	51.0
		20.3.31 現在	65.7	12市8町3村	65.7
		H22 目標	(100.0)		

※県青少年・男女共同参画課調べ

平成20年3月31日時点の策定市町村

盛岡市（平成17年6月改定）、宮古市（平成15年12月策定）、大船渡市（平成15年3月策定）、花巻市（平成19年3月策定）、北上市（平成13年9月策定）、久慈市（平成16年3月策定）、遠野市（平成16年3月策定）、一関市（平成18年12月策定）、陸前高田市（平成14年9月策定）、釜石市（平成16年3月策定、改訂作業中）、二戸市（平成19年1月策定）、奥州市（旧水沢市（平成13年9月策定、合併に伴い平成20年3月改訂）、磐石町（平成17年2月策定）、滝沢村（平成17年3月策定）、紫波町（平成16年3月策定）、矢巾町（平成18年3月策定）、金ヶ崎町（平成12年3月策定）、平泉町（平成17年3月策定）、大槌町（平成18年3月策定）、一戸町（平成18年3月策定）、葛巻町（平成20年3月策定）、野田村（平成20年3月策定）、九戸村（平成20年3月策定）

※県青少年・男女共同参画課調べ

(4) 男女共同参画サポーターの認定状況（平成21年3月現在）

・541名（女性488、男性53）を認定。  
 ・全市町村にサポーター認定者を輩出。

男女共同参画を推進するために、市町村からの推薦を受け、地域で意識啓発等の核となって活躍する人材の育成を行っています。

	単位		割合	不在市町村数
男女共同参画サポーターのいる市町村の割合	%	H16	75.9	1市3町10村
		H17	94.3	2村
		H18	94.3	2村
		H19	97.1	1村
		H20	100.0	0
		H22 目標	(100.0)	0

※県青少年・男女共同参画課調べ

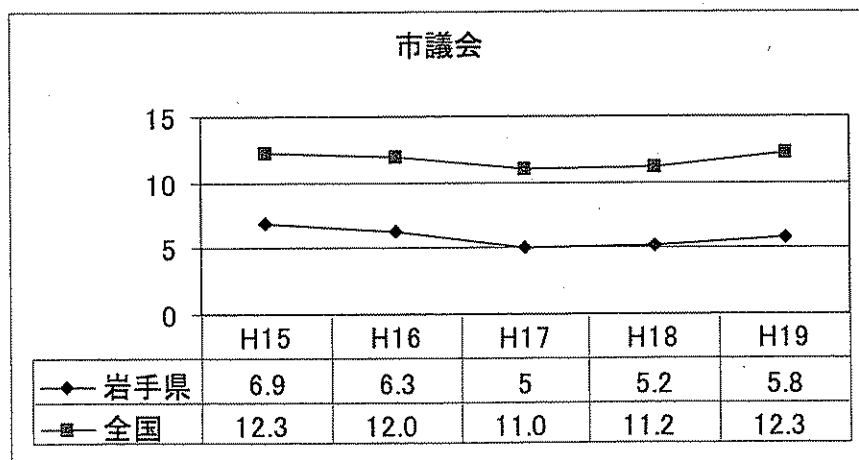
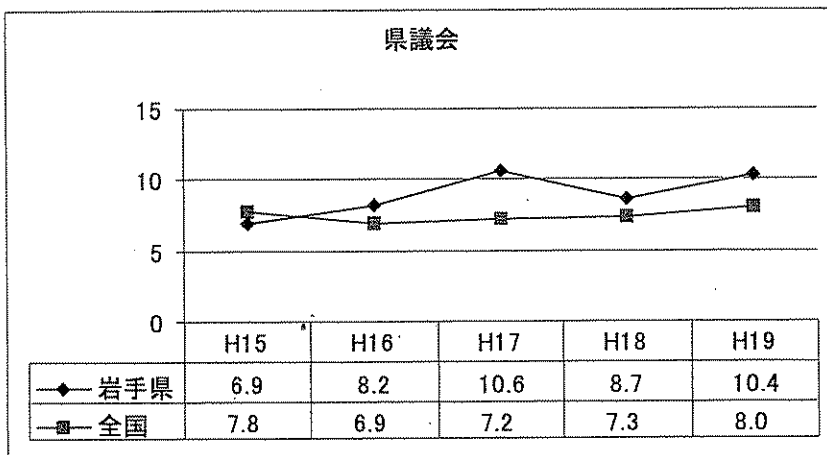
## Ⅱ 女性の参画拡大による男女共同参画の推進

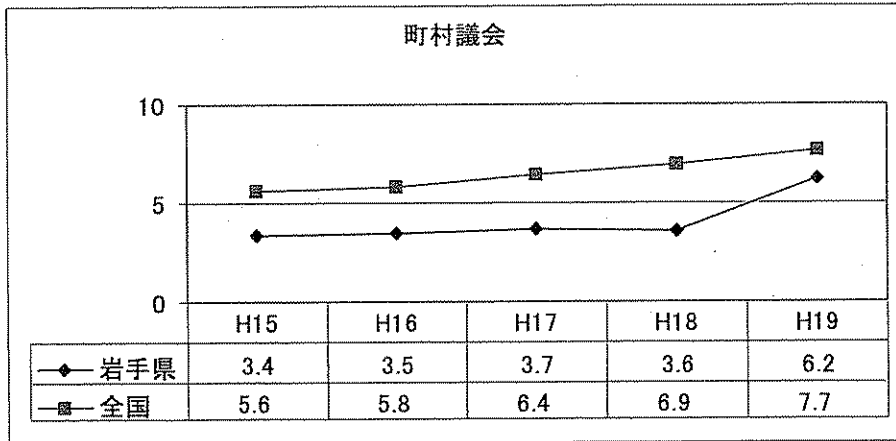
### (1) 県・市町村議会の女性議員の状況（平成19年12月31日現在）

- ・県議会では10.4%で全国平均よりも高い割合となっている。
- ・市議会では5.8%、町村議会では6.2%で、いずれも全国平均よりも低い割合となっている。

	議員数 (人)	女性議員 (人)	女性比率 (%)	全国平均 (%)
岩手県議会議員	48	5	10.4	8.0
市議会議員	381	22	5.8	12.3
町村議会議員	353	22	6.2	7.7

※内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」





### (2) 地方公共団体の審議会等における女性委員の登用状況

- ・国は32.4%（平成20年9月30日現在）
- ・県は34.4%（平成20年10月1日現在）、市町村では21.9%（平成20年4月1日現在）

	単 位		都道府県		市町村		国
			岩手県	(全国平均)	市町村(県内)	(全国平均)	
審議会等の女性 委員の割合	%	17.4.1 現在	28.9	25.6	20.6	21.3	30.9 (17.9.30)
		18.4.1 現在	30.3	26.2	21.8	22.5	
		19.4.1 現在	31.8	27.1	21.5	21.9	31.3 (18.9.30)
		20.4.1 現在	34.2	28.0	21.9	25.7	
		20.10.1 現在	34.4				32.4 (20.9.30)
		(H22 目標)	50.0				30.0(H22 目標)

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

### (3) 地方公務員管理職における女性の状況（平成20年4月1日現在）

- ・県職員は全国平均5.4%（うち一般行政職4.3%）に対し、  
本県は3.8%（うち一般行政職0.9%）。
- ・市町村職員は全国平均8.9%（うち一般行政職5.7%）に対し、  
本県は7.0%（うち一般行政職4.8%）。

岩手県庁	単 位		管理職の女性比率		(都道府県平均)	
			全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
地方公務員管理職に占める女性の割合 (岩手県庁) ※課長相当職以上	%	16.4.1 現在	4.6	1.0	4.9	3.4
		17.4.1 現在	4.1	1.5	4.8	3.6
		18.4.1 現在	3.3	1.2	5.0	3.7
		19.4.1 現在	3.3	0.9	5.1	3.9
		20.4.1 現在	3.8	0.9	5.4	4.3

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」



県内市町村	単位		管理職の女性比率		(全国平均)	
			全体	うち一般行政	全体	うち一般行政
地方公務員管理職に占める女性の割合 (岩手県内市町村) ※課長相当職以上	%	16.4.1 現在	7.5	5.8	7.6	5.0
		17.4.1 現在	7.2	5.2	7.8	5.2
		18.4.1 現在	7.1	4.3	7.9	5.2
		19.4.1 現在	8.7	6.0	8.6	5.7
		20.4.1 現在	7.0	4.8	8.9	5.7

※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

#### (4) 農業委員会における女性委員の状況

本県の女性の農業委員は、前年度と同じ9.5%。(H19)

	単位		岩手県	(全国平均)
農業委員会の女性委員の割合	%	H15	6.8	4.1
		H16	6.8	4.2
		H17	7.4	4.1
		H18	9.5	4.2
		H19	9.5	—
		H22 目標	(10.0)	

#### (5) 農協、漁協における女性役員の状況

農協役員は2.1%で前年度より1%増加。漁協の女性役員はいない状況。(H18)

	単位		農協役員		漁協役員	
			岩手県	(全国平均)	岩手県	(全国平均)
農協の女性役員の割合 漁協の女性役員の割合	%	H15	0.0	1.2	0.3	0.3
		H16	0.2	1.5	0	0.3
		H17	1.1	1.9	0	0.3
		H18	2.1	2.1	0	0.4

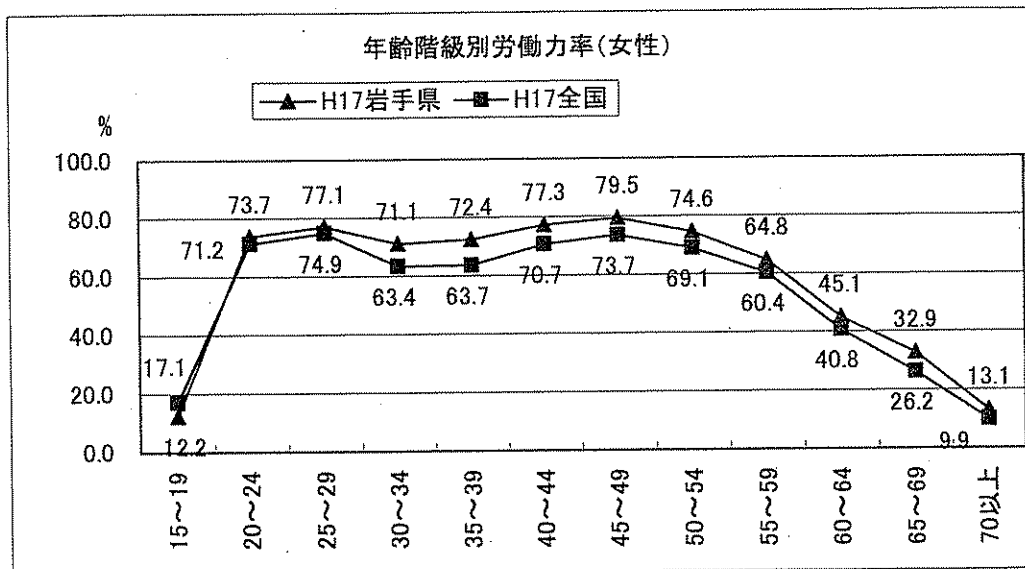
※「農協の女性役員の割合」：農林水産省「総合農協統計表」

※「漁協の女性役員の割合」：水産庁「水産業協同組合統計表」(沿海地区出資漁業協同組合)

### Ⅲ 労働の場における男女共同参画の推進

#### (1) 本県の女性の労働力率

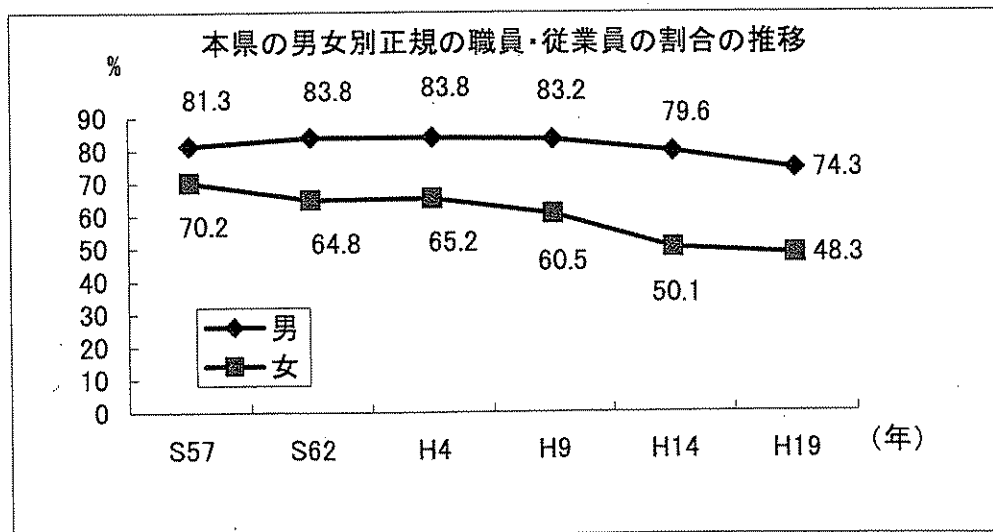
全国と同様、25～29歳と、45～49歳の2つのピークを持つ「M字」型の傾向にあるが、ほぼ全ての年齢階級で全国平均を上回っている。特に30～39歳では10ポイント近く上回り、「M字」のくぼみが平坦になっている。



※ 総務省「国勢調査」

#### (2) 正規職員・従業員の割合

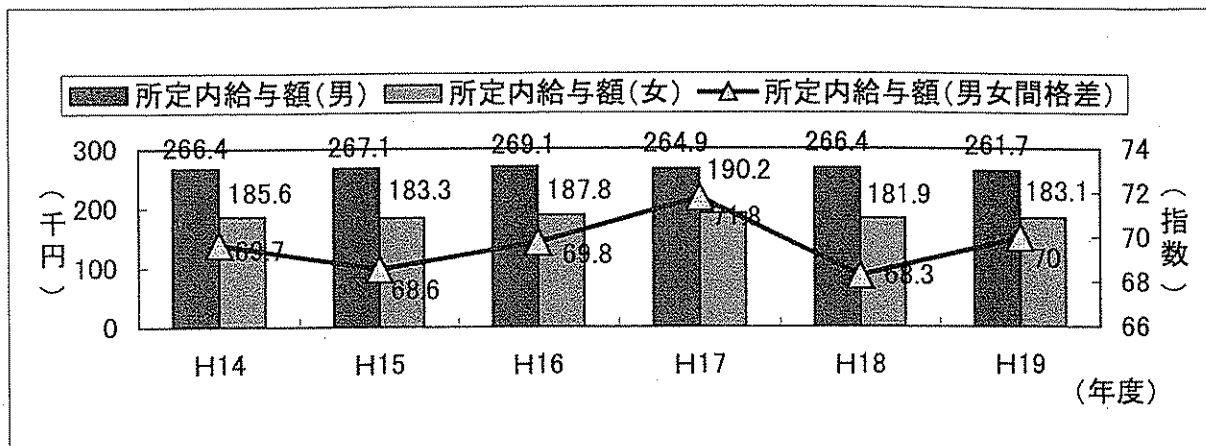
女性の正規職員・従業員割合は低下の傾向にあり、特に平成9年から平成14年にかけては、男性の3.6ポイントに対し、女性は10.4ポイント低下している。



※総務省「就業構造基本調査」(平成19年)

### (3) 男女別所定内給与額の推移

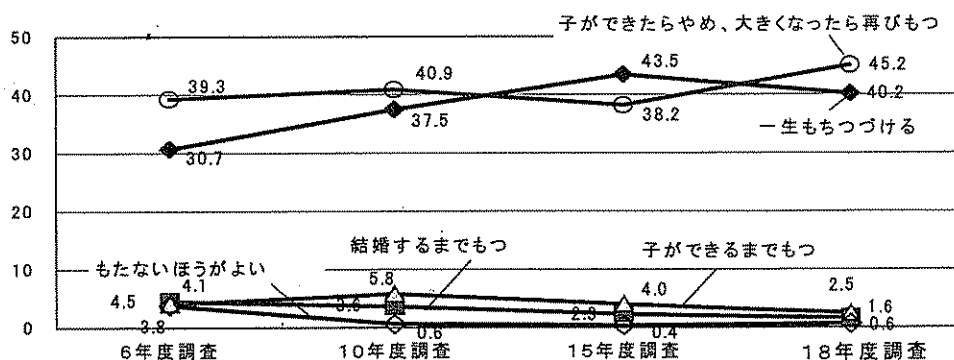
本県の所定内給与額の男女間格差は、男性の賃金を100とした場合、女性の賃金の比率は70.0で、前年(68.3)より1.7ポイント高くなり格差は若干縮小している。全国における女性の賃金の比率(66.9)と比較すると、本県は3.1ポイント高く、男女間の賃金格差は全国平均よりも小さくなっている。



※厚生労働省「平成19年賃金構造基本統計調査」

### (4) 女性が職業を持つことについての意識(女性の回答)

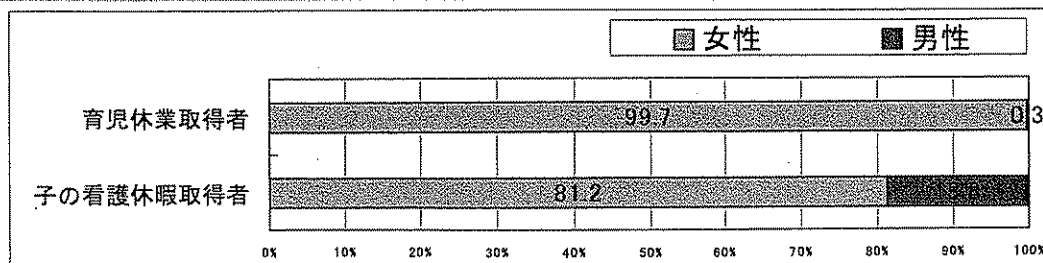
「子ができたらやめ、子が大きくなったら再びもつ」(45.2%)、「一生もちつづける」(40.2%)が多く、この2つの回答を合わせて8割強が生涯を通じて職業を持ち続けたほうがよいと回答している。



※県青少年・男女共同参画課「平成18年度男女が共に支える社会に関する意識調査」

### (5) 育児休業・子の看護休暇取得者

「育児休業取得者」の割合は、女性の99.7%に対し、男性は0.3%、「子の看護休暇取得者」の割合は、女性の81.2%に対し、男性は18.8%となっている。

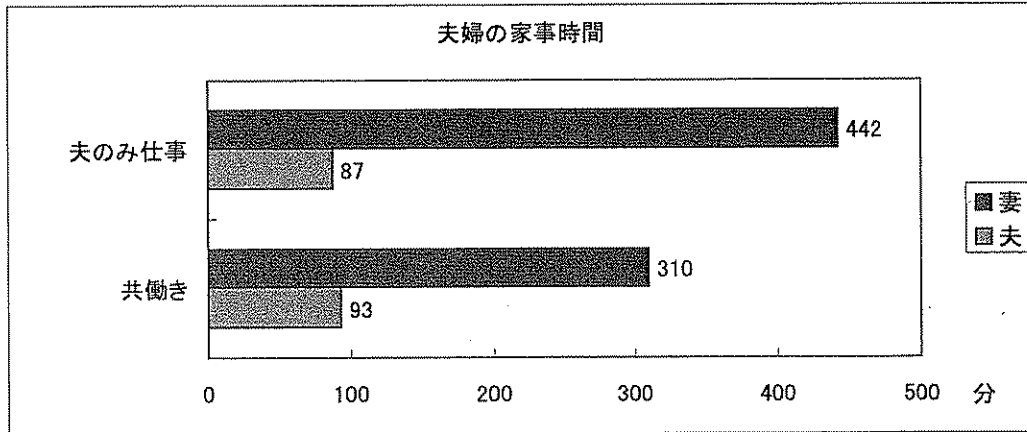


※県商工労働観光部「平成18年度労働条件等実態調査」

## IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

### (1) 夫婦の家事労働時間

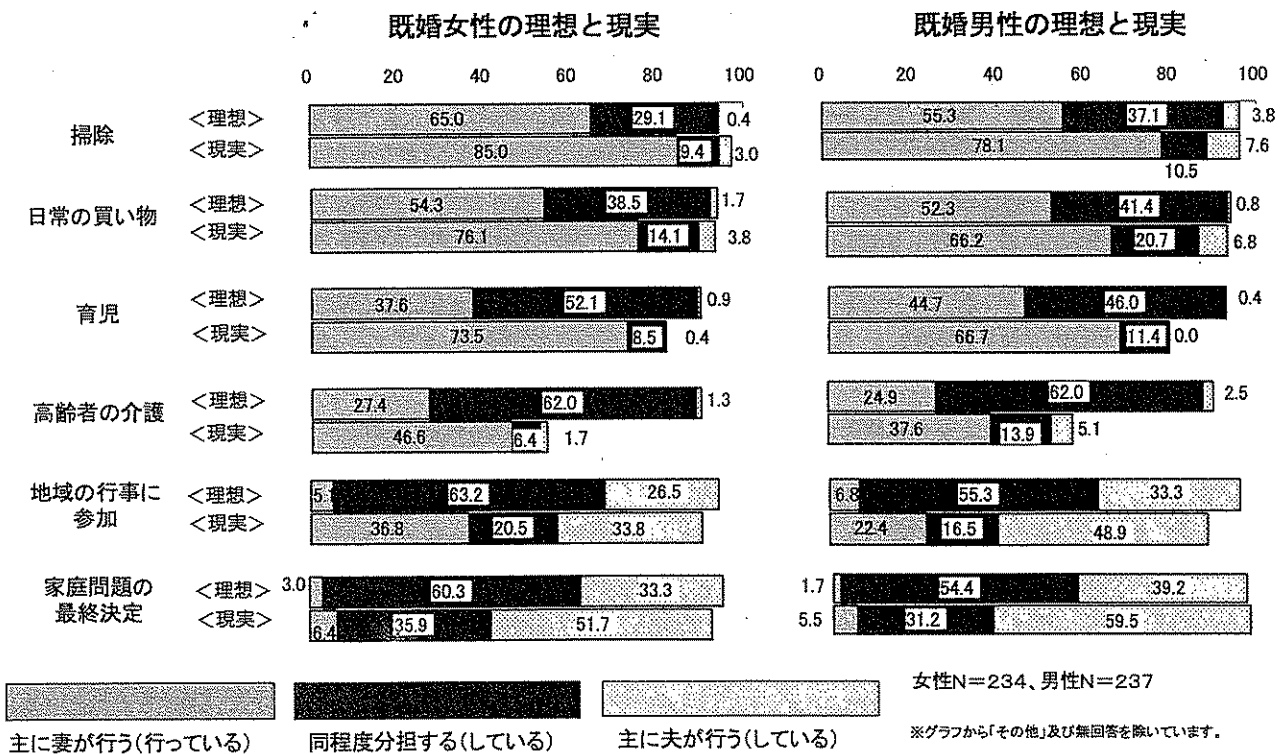
「夫のみ仕事をしている」世帯での夫の家事労働時間は妻の約2割である。  
 「共働き」世帯での夫の家事労働時間は妻の約3割である。



※岩手県「平成19年度県民生活基本調査」

### (2) 男女の家庭内での役割分担

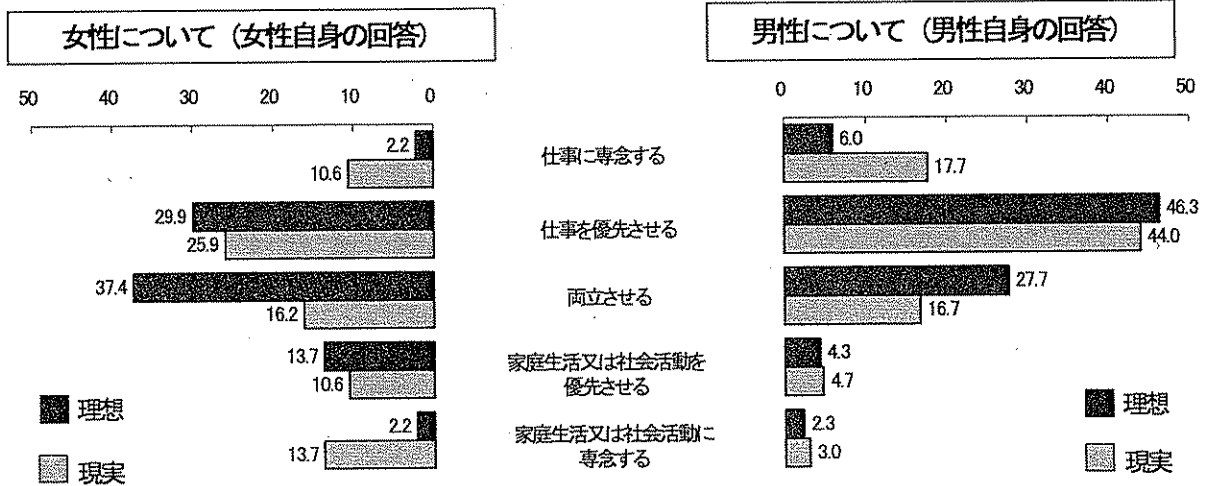
各項目で、「同程度分担するのが理想」と回答している人が3～6割程度いるのに対し、現実に「同程度分担している」と回答した人は、1～3割程度となっており、理想と現実に大きく差が生じている。



※県青少年・男女共同参画課「平成18年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」

### (3) 両立の理想と現実

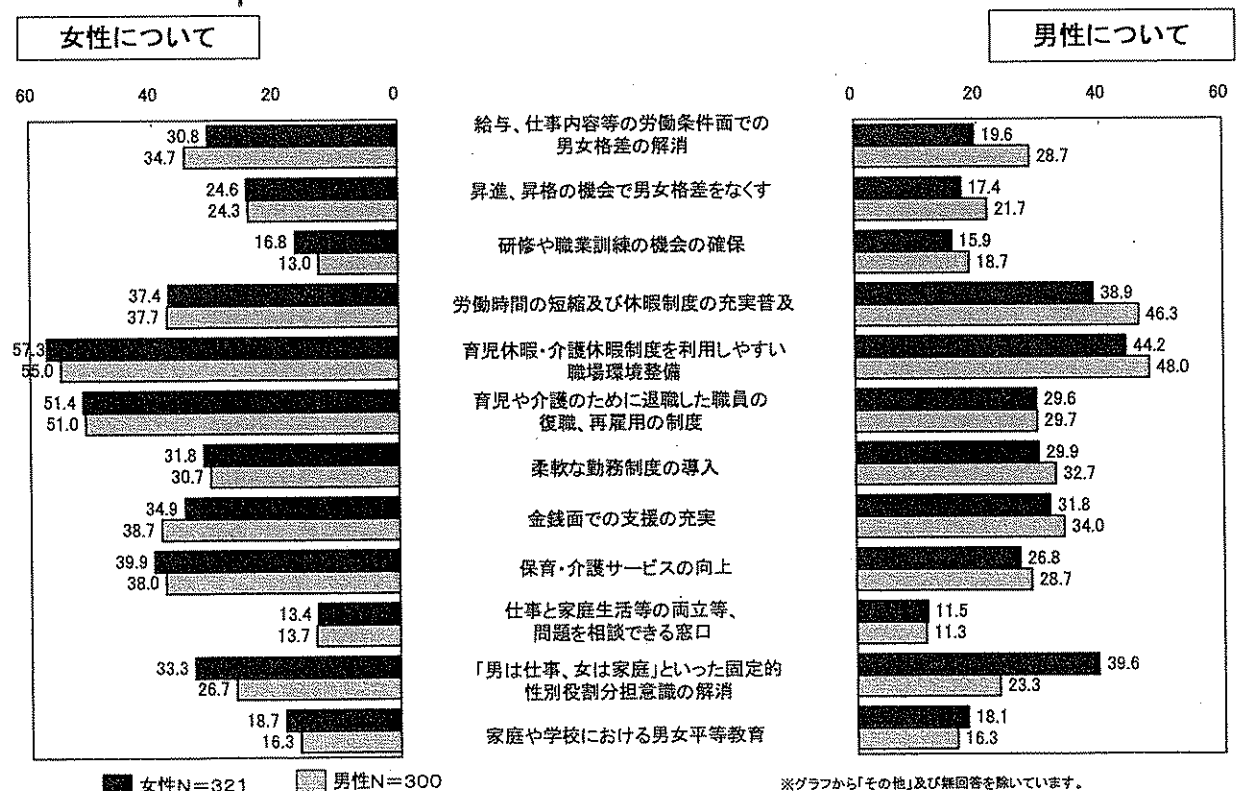
『「家庭生活又は社会活動」と「仕事」を両立している』とした回答は、男女とも16%程度だったのに対し、理想は、男性は10ポイント、女性は20ポイントほど高くなっており、両立の理想と現実には差が生じている。



全体N=621、女性N=321、男性N=300 ※グラフから「わからない」及び無回答を除いています。  
 ※県青少年・男女共同参画課「平成18年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」

### (4) 両立を可能とするために必要なこと

男女とも、「育児・介護休暇制度を利用しやすい職場環境の整備」が必要という回答が最も多くなっている。次に回答の多かったものは、女性については「復職、再雇用制度」、男性については、「労働時間の短縮等」だった。



※グラフから「その他」及び無回答を除いています。  
 ※県青少年・男女共同参画課「平成18年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」

## V 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処

### (1) 配偶者等からの暴力被害経験

4割弱の女性は何らかの暴力被害（言葉の暴力等精神的暴力等を含む）を受けたことがあると回答している。

	項 目	岩手県	全国
暴力被害の実態 (女性の場合)	暴力被害を一度でも受けたことがある	37.8%	33.2%
	身体的な暴力を受けている	16.3%	26.6%
	命の危険を感じる暴力を受けた	4.0%	—
	医師の治療が必要となる暴力を受けた	3.6%	—

「暴力被害を一度でも受けたことがある」には身体的な暴行のほか、心理的脅迫、性的強要などを含む。

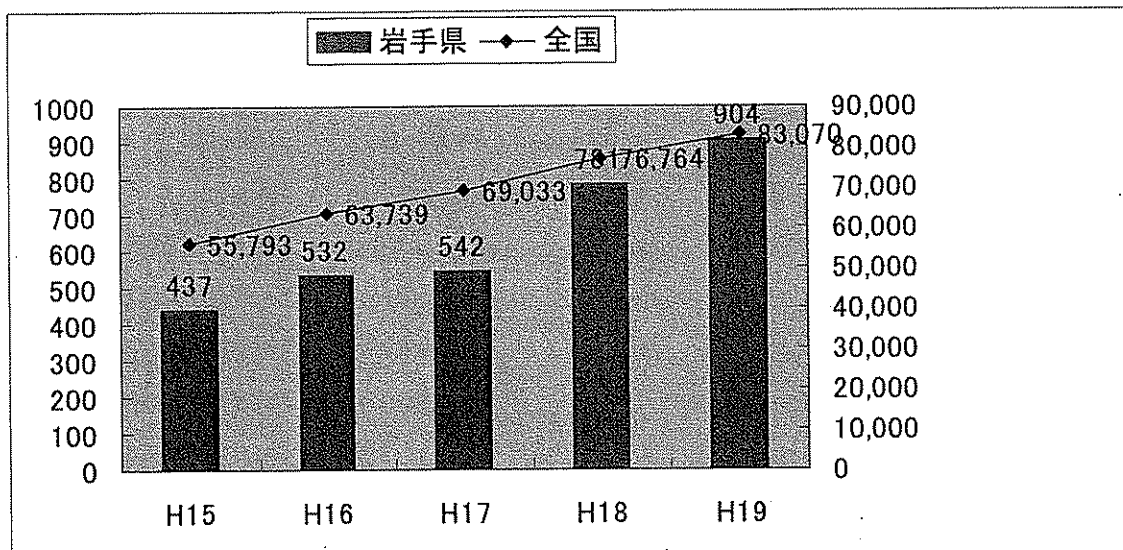
※岩手県調査：県青少年・男女共同参画課「男女共同参画に関する実態調査」(H14)

※全国調査：内閣府「男女間における暴力に関する調査」(H17)

### (2) 相談件数・保護命令件数・一時保護件数

相談件数、一時保護件数、保護命令件数とも増加傾向にある。特に、保護命令件数は、平成19年法改正（20年1月施行）により制度が拡充したこともあり大きく増加している。

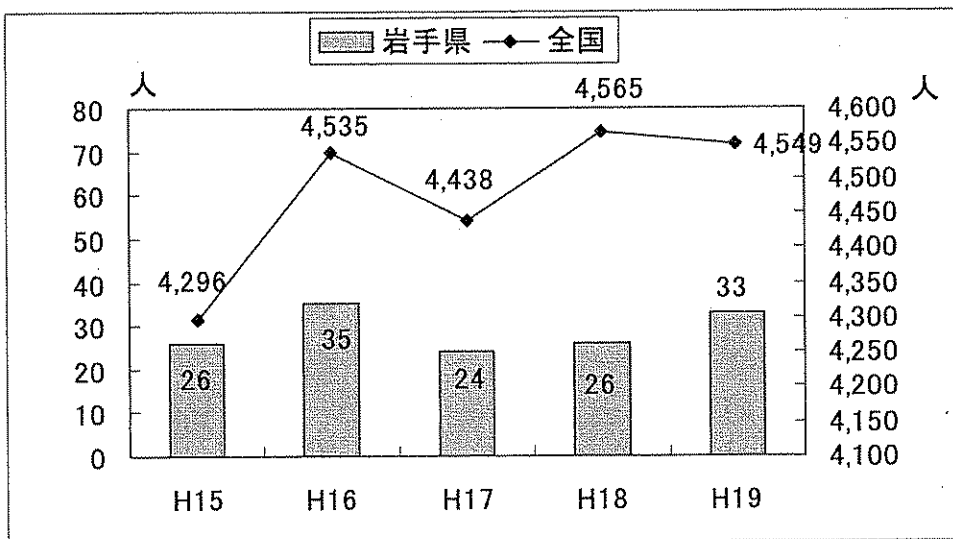
#### 【相談件数】



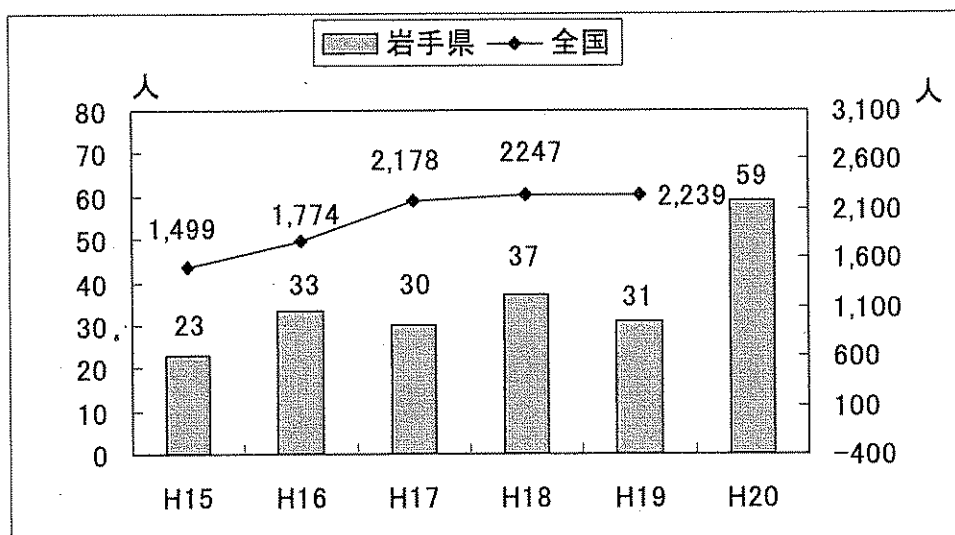
※相談件数は配偶者暴力相談支援センター及び警察署の相談の合計。警察署の件数は暦年で集計。

※県の配偶者暴力相談支援センターはH17まで1箇所であったが、H18から12箇所となっている。

【一時保護件数】



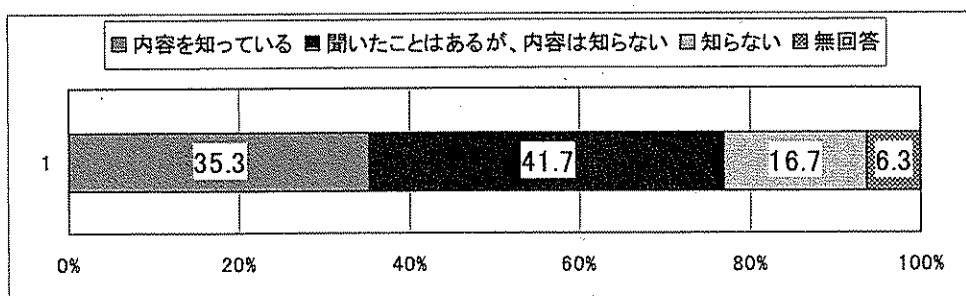
【保護命令件数】



※ 暦年調査であり、岩手県は警察本部調査、全国は警察庁調査 (H20は未確定)

(3) DV防止法の周知度

約77%の住民が配偶者暴力防止法の名称又は内容を知っている。



※岩手県「平成18年度 男女が共に支える社会に関する意識調査」

## 第 2 部

# 岩手県の男女共同参画推進状況

～「いわて男女共同参画プラン」による～

「いわて男女共同参画プラン」の着実な推進を図るため、61の指標を定めて毎年進捗状況を把握し、施策の検証・評価を実施しています。

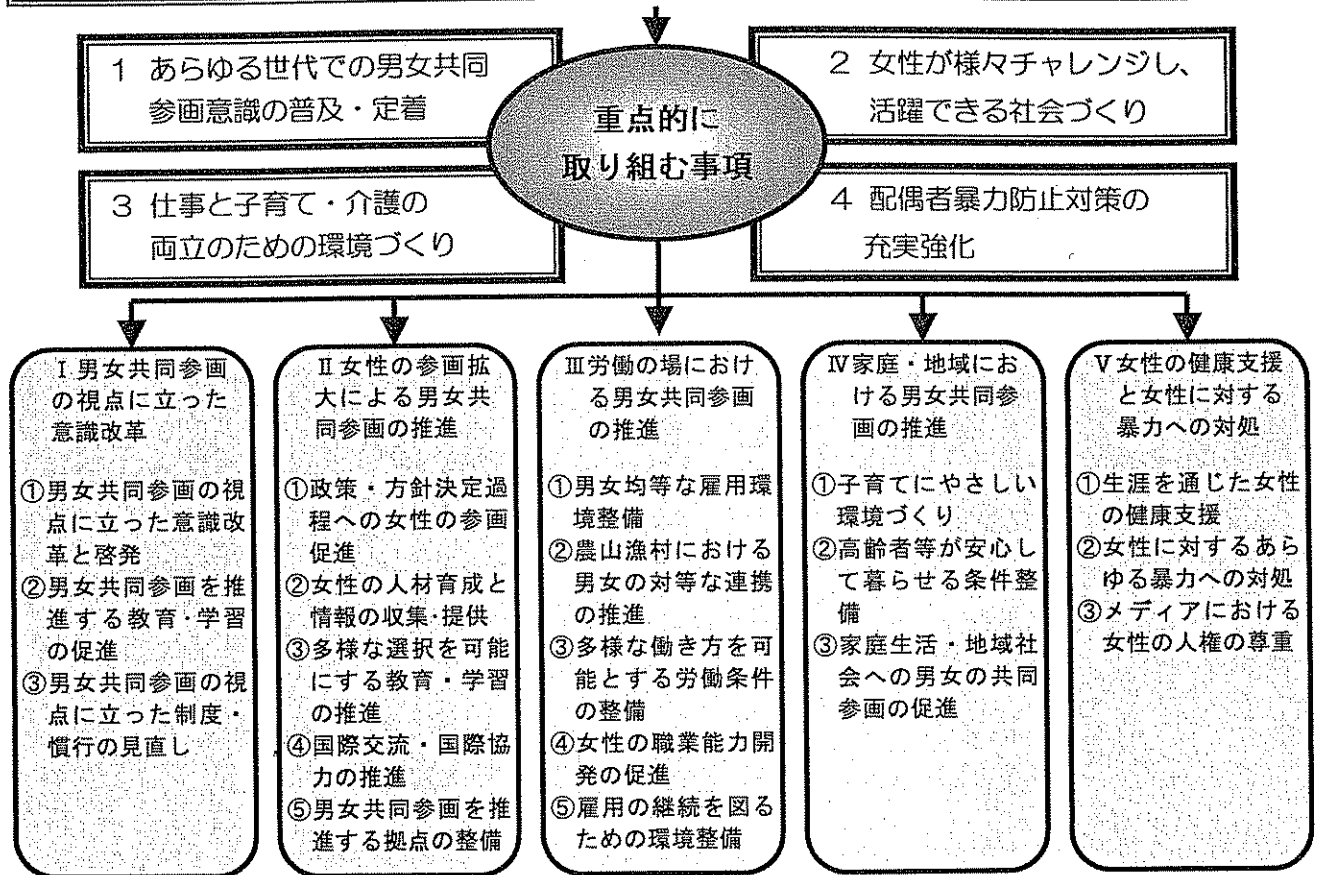


# いわて男女共同参画プランの全体像

「男女が共に輝く心豊かな社会」の実現

## 基本理念

- ①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等の立案及び決定への共同参画  
④家庭生活の活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調 ⑥生涯にわたる健康な生活 ⑦男女間における暴力的行為の根絶



## 男女共同参画を取り巻く現状と課題

### 世界では

- H7 第4回世界女性会議  
「北京宣言及び行動綱領」採択  
H12 「女性2000年会議」開催

### 日本では

- H8 男女共同参画2000年プラン策定  
H11 男女共同参画基本法制定  
H12 男女共同参画基本計画策定

### 岩手県では

- H4 いわて女性さわやかプラン策定  
H12 いわて男女共同参画プラン策定  
H14 岩手県男女共同参画推進条例制定  
H17 いわて男女共同参画プラン改訂

### 社会経済情勢の大きな変化への対応

#### 【高齢化の進行】

- 社会の活力低下、経済の停滞への懸念  
⇒女性の労働力への期待が高まっていく。
- 高齢者等の介護を女性が担う実態  
⇒介護の問題が女性により深刻な影響を与える。

#### 【少子化の進行】

- 高齢化への拍車、地域の活力低下、子どもの発達への影響
- 少子化の要因（経済的負担、仕事と子育ての両立への負担感）  
⇒： 固定的な性別役割分担意識の見直し  
・ 男女ともに家庭と仕事が両立した生活への転換

#### 【産業構造・就業構造の変化】

- 情報関連産業の成長⇒女性の就業の可能性を拡大
- 就業形態の多様化による女性の職場進出の機会の一層の増大
- 農林水産部門における女性の役割が非常に大きい実態

#### 【ライフサイクルの変化・価値観の多様化】

- 価値観の多様化による結婚、家庭、職業への考え方の変化
- 「心の豊かさ」「生活の質の高さ」を求める傾向
- 男女がそれぞれの価値観に基づき、様々な生き方を選択でき、その選択が尊重され、柔軟に受け入れられる社会の実現

1 「いわて男女共同参画プラン」主要な指標の達成状況

(1) 達成度一覧(19年度実績、対19年度目標値)

※19年度の進捗状況(対象指標:66(指標は61であるが、細分化されたものを含む))

高 (1以上) 28 (42.4%) 69.7%  
 中 (0.8~1未満) 18 (27.3%)  
 低 (0.8未満) 7 (10.6%) 判定不能 13 (19.7%)

対18年度実績(伸び率) 対19年度目標値(達成度) 達成度から見た判定

指標名	単位	基準値		実績値		19年度目標値(C)	到達度		判定
		H10	H15	H18(a)	H19(b)		b/a	b/c	
1 男女共同参画に関する周知度(男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている住民の割合)	%	-	44.5	61.7	-	64.8	-	#VALUE!	-
2 市町村における男女共同参画計画の策定率(累計)	%	5.1	25.9	57.1	65.7	68.2	115.1%	96.3%	中
3 男女共同参画に関するイベント・研修参加者数(県・市町村)	人/年	-	18,000	18,900	18,498	20,000	97.9%	92.5%	中
4 男女共同参画サポーターのいる市町村の割合	%	-	69.0	94.3	97.1	88.0	103.0%	110.3%	高
5 フォーラム家庭教育等参加者数(累計)	人	14,806	21,359	24,974	26,507	25,350	106.1%	104.6%	高
6 県立高等学校(全日制)における保育・介護体験を実施している割合	%	-	64.6	77.9	81.8	69.6	105.0%	117.5%	高
7 社会慣習の中での男女の不平等感の割合	%	-	71.6	74.1	-	65.0	-	#VALUE!	-
8 審議会等における女性委員の比率	%	-	29.6	31.8	34.2	39.8	107.5%	85.9%	中
9 県職員管理監督者に占める女性の割合	%	10.3	11.2	11.6	12.0	13.2	103.4%	90.9%	中
10 教職員の管理職に占める女性の割合	%	(H16)	24.1	26.5	22.3	24.5	94.2%	91.2%	中
11 体育指導委員女性比率	%	25.0	29.4	28.9	30.0	29.7	103.8%	101.0%	高
12 スポーツ・リーダー・バンク女性比率	%	14.3	16.7	21.7	21.6	17.8	99.5%	121.6%	高
13 女性人材リスト登録数(累計)	人	-	1,080	1,097	1,097	1,320	100.0%	83.1%	中
14 男女共同参画サポーター認定者数(累計)	人	0	226	408	479	400	117.4%	119.8%	高
(うち男性の占める割合)	%	-	5.0	7.4	8.8	10.5	118.9%	83.8%	中
15 各大学開放講座参加者数(累計)	人	1,941	4,088	7,163	10,705	4,720	149.4%	226.8%	高
16 語学研修国際理解研修の受講者数(累計)	人	156	3,215	7,426	8,721	3,950	117.4%	220.8%	高
17 男女共同参画拠点施設数(累計)	数	-	0	1	1	1	-	100.0%	高
18 女性の再雇用制度導入企業の割合(正規従業員)	%	35.8(H9)	20.1	21.2	-	53.9	-	#VALUE!	-
19 育児・介護休業者生活資金貸付金利用件数(累計)	件	52	61	68	70	69	102.9%	101.4%	高
20 育児休業制度定着率	%	76.7	87.2	82.7	-	94.5	#VALUE!	#VALUE!	-
21 介護休業制度定着率	%	27.0	75.0	79.3	-	89.3	#VALUE!	#VALUE!	-
22 育児休業取得率(男性)	%	-	0.9	1.1	-	4.4	-	#VALUE!	-
育児休業取得率(女性)	%	-	75.1	77.8	-	77.8	-	#VALUE!	-
23 家族経営協定締結農家数(累計)	戸	111	588	967	1,069	880	110.5%	121.5%	高
24 農業農村指導士に占める女性の割合	%	-	49.2	43.6	42.9	50.0	98.4%	85.8%	中
25 JAホームヘルパー資格取得者数(累計)	人	1,739	2,284	2,345	2,345	2,520	100.0%	93.1%	中
26 農村女性の起業者数(個人)(累計)	人	23	143	178	194	161	109.0%	120.5%	高
農村女性の起業者数(グループ)(累計)	グループ	139	170	190	194	196	102.1%	99.0%	中
27 農協正組合員に占める女性の割合	%	12.8	13.7	11.7	11.5	22.0	96.3%	52.3%	低
28 女性の農業委員の割合	%	-	6.8	9.5	9.5	8.8	100.0%	108.0%	高
29 林業女性グループ数(累計)	グループ	9	10	10	10	13	100.0%	75.8%	低

	指標名	単位	基準値		実績値		19年度目標(c)	到達度		判定
			H10	H15	H18(a)	H19(b)		b/a	b/c	
30	女性の漁業士数(累計)	人	3	8	14	15	11	107.1%	138.9%	高
31	コミュニティ・ビジネス起業化支援件数(累計)	件	0	20	—	—	48			
32	女性の再就職率	%	30.9	30.6	37.3	—	40.0	#VALUE!	#VALUE!	
33	ファミリー・サポート・センター事業実施か所数(累計)	か所	0	4	7	8	8	114.3%	102.6%	高
34	延長保育実施可能保育所の割合	%	31.2	49.7	65.3	69.9	80.0	107.0%	87.4%	中
35	一時・特定保育実施保育所数(累計)	か所	—	98	154	169	160	109.7%	106.0%	高
36	休日・夜間保育実施保育所数(累計)	か所	—	20	35	31	37	88.6%	83.8%	中
37	乳幼児健康支援一時預かり実施施設数(累計)	か所	—	4	6	7	12	116.7%	59.3%	低
38	保育所待機児童数	人	236	174	79	92	0	85.9%	61.0%	低
39	子育てサークル数(累計)	団体	—	144	165	184	161	111.5%	114.3%	高
40	子育てサポーター養成数(累計)	人	(H16)	102	179	235	152	131.3%	154.6%	高
41	放課後児童クラブ設置数(累計)	か所	—	143	191	224	198	117.3%	113.1%	高
42	児童館数(累計)	か所	(H16)	138	129	127	141	98.4%	90.1%	低
43	子育て短期支援事業実施施設数(累計)	か所	7	8	12	19	11	158.3%	172.7%	高
44	児童家庭支援センター相談件数	件	—	639	685	758	733	110.7%	103.4%	高
45	高齢者雇用率	%	13.5	14.3	17.2	18.5	14.6	107.6%	126.9%	高
46	養護老人ホーム入所者数(累計)	人	944	937	956	956	1,058	100.0%	90.4%	中
47	ケアハウス入居者数(累計)	人	299	523	541	572	619	105.7%	92.4%	中
48	生活支援ハウス入居者数(累計)	人	61	145	159	161	279	101.3%	57.7%	低
49	介護保険施設入所定員数(介護老人福祉施設)(累計)	人	0	5,413	5,998	6,018	5,992	100.3%	100.4%	高
	同(介護老人保健施設)(累計)	人	0	4,989	5,252	5,366	5,309	102.2%	101.1%	高
	同(介護療養型医療施設)(累計)	人	0	1,038	865	751	1,232	86.8%	61.0%	低
50	在宅介護支援センター設置か所数(累計)	か所	81	188	106	—	197	#VALUE!	#VALUE!	—
51	障がい者雇用率	%	1.63	1.60	1.67	1.72	1.88	103.0%	91.4%	中
52	障がい者社会参加促進事業実施市町村の割合	%	8.5	25.9	100.0	82.9	79.7	82.9%	104.1%	高
53	年間総実労働時間数	時間	1,931	1,944	1,925	1,933	1,833	100.4%	94.5%	中
54	有給休暇取得率	%	(H16)	52.0	47.7	—	63.5	#VALUE!	#VALUE!	—
55	65歳未満の年齢調整死亡率(女性)	人口10万人対	108.7	94.7	97.9	—	88.1	#VALUE!	#VALUE!	—
56	健康教育実施か所数	か所/年	10	10	10	10	10	100.0%	100.0%	高
57	乳児死亡率(出生千人当たり)	人	3.1	2.9	2.5	2.2	3.0	113.6%	136.4%	高
58	周産期死亡率(対象者千人当たり)	人	6.2	5.2	5.0	5.1	4.3	98.0%	84.3%	中
59	母子保健等相談件数	件/年	1,171	1,104	1,612	1,656	1,884	102.7%	87.9%	中
60	DVに関する周知度(DV防止法の内容を知っている住民の割合)	%	—	35.5	34.3	—	55.2	—	#VALUE!	—
61	DVに関する相談担当者研修参加者数(累計)	人	—	98	728	957	610	131.5%	156.9%	高

19年度目標に対する到達度(高:1以上 中:0.8以上1未満 低 0.8未満)

高=28 中=18 低=7 判定不能=13

(2) 平成19年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応

施策の体系	指標名	単位	基準値		実績		目標		判定	担当課評価と今後の対応
			10年度	15年度	18年度	19年度	19年度	22年度		
男女共同参画の視点に立った意識改革	1 男女共同参画に関する周知度（男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている住民の割合） 青少年 ・男女共同参画課	%	-	44.5	61.7		64.8	80.0	低	19年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。計画更新に向け、21年度に新たに意識調査を実施する予定。 男女共同参画に対する関心、意識は着実に広がりつつあると考えている。 今後もいわゆる県民情報交流センター（アイーナ）内の「男女共同参画センター」を拠点施設として、県民に対する意識啓発を図っていく。 ① 情報誌やメールニュース等による情報発信 ② 男女共同参画フェスティバルの開催 ③ 一般県民向け各種講座の開催 ④ 人材育成のためのサポーター養成講座の開催 ⑤ 北東北三県の連携による啓発事業
	2 市町村における男女共同参画計画の策定率（累計） 青少年 ・男女共同参画課	%	5.1	25.9	57.1	65.7	68.2	100.0	中	目標は達成出来なかったものの、目標に近い水準で推移している。19年度は1町2村で策定し、35市町村中23市町村で策定されている。釜石市は前回計画期間が満了し、現在改訂作業を進めている。 未策定の12市町村に対しては、計画策定の働きかけを行うために訪問し、市町村長等との意見交換を行う予定となっている。今後さらに未策定市町村の計画策定に向け助言等支援を図っていく。
	3 男女共同参画に関するイベント・研修参加者数（県・市町村） 青少年 ・男女共同参画課	人/年	-	18,000	18,900	18,498	20,000	20,000	中	目標は達成出来なかったものの、目標に近い水準で推移している。 今後は、「男女共同参画センター」を中心に、一般県民向け基礎講座を幅広く実施するとともに、市町村における積極的な研修の開催を働きかけ、県民の自主的な研修開催を支援していく。
	4 男女共同参画サポーターのいる市町村の割合 青少年 ・男女共同参画課	%	-	69.0	94.3	97.1	88.0	100.0	高	19年度末でサポーターのいない市町村は1村である。今年度受講者の中に、残り1村からの参加があることから、認定されれば、目標達成の見込み。今後は、サポーターの活動の充実、活発化に努めていく。
	5 フォーラム家庭教育等参加者数（累計） 生涯学習文化課	人	14,806	21,359	24,974	26,507	25,350	28,350	高	各教育事務所が所管する地域の広域的な現状と課題に基づき、県内10か所にてフォーラム家庭教育を開催することができた。今年度からは、教育事務所毎に、関係機関団体のネットワーク整備を推進する支援体制整備を中心に施策を展開する。
	6 県立高等学校（全日制）における保育・介護体験を実施している割合 学校教育室	%	-	64.6	77.9	81.8	69.6	73.4	高	目標を達成している。今後も、継続的に取り組まれるよう更に推進していく。
	7 社会慣習の中での男女の不平等感の割合 青少年 ・男女共同参画課	%	-	71.6	74.1		65.0	60.0	低	19年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。計画更新に向け、21年度に新たに意識調査を実施する予定。男女共同参画の周知度は高くなっているのに対し、社会慣習に対する平等感が低くなっている傾向が前回調査で分かり、その解消に向け、市町村の普及啓発活動の強化を働きかけると共に、地域での推進役である男女共同参画サポーターの認定、活動の活性化にさらに取り組んでいく。

(2) 平成19年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応

施策の体系	指標名	単位	基準値		実績		目標		判定	担当課評価と今後の対応
			10年度	15年度	18年度	19年度	19年度	22年度		
女性の参画拡大による男女共同参画の推進	8 審議会等における女性委員の比率 青少年・男女共同参画課	%	-	29.6	31.8	34.2	39.8	50.0	中	前年度を2.4ポイント上回ったものの、目標に達することができなかった。 今後は①充て職の見直し、②団体推薦委員における女性の積極的推薦、③公募制の導入、④女性人材リストの活用等により女性委員の登用を促進していくほか、登用推進計画に基づき目標達成に向けて進行管理していく。
	9 県職員管理監督者に占める女性の割合 人事課	%	10.3	11.2	11.6	12.0	13.2	15.0	中	県職員全体に占める女性職員の割合は年々増加しているが、管理職に相当する経年数に達する職員が少ないことから、登用が進んでいない状況にある。今後さらに、個々の職員の適性や能力を的確に反映した人事異動を行っていく。 (なお、仕事と家庭の両立を支援するための制度面の充実(平成20年1月～育児短時間勤務制度の充実)も図っていく。)
	10 教職員の管理職に占める女性の割合 教職員課	%	(H16)	24.1	26.5	22.3	24.5	25.0	中	管理職登用の年齢層は、依然として女性職員が少ない状況であるが、有望な女性教諭の育成に努め、副校長・教頭選考の受験率の向上に繋げると共に、仕事と家庭の両立が図られるような、管理職登用に向けた環境づくりに一層努める。
	11 体育指導委員女性比率 スポーツ健康課	%	25.0	29.4	28.9	30.0	29.7	30.0	高	前年度に比べ増加したものの、今後も市町村代表幹事や研修会等での働きかけを進めていく。
	12 スポーツ・リーダー・バンク女性比率 スポーツ健康課	%	14.3	16.7	21.7	21.6	17.8	18.6	高	19年度は更新がなく、前年度とほぼ同比率となっている。今後は関係機関、団体と連携を深め、更新時に女性比率向上となるよう指導、支援していく。
	13 女性人材リスト登録数(累計) 青少年・男女共同参画課	人	-	1,080	1,097	1,097	1,320	1,500	中	概ね2年に1回の更新としているが、審議会の新規女性委員、男女共同参画サポーターなどの新規登録者の把握が難しくなっている。 女性の人材リストの運営方法、情報更新の方法についても今後検討を進めたい。
	14 男女共同参画サポーター認定者数(累計) (うち男性の占める割合) 青少年・男女共同参画課	人 (%)	-	226 5.0	408 7.4	479 8.8	400 10.5	550 15.0	高 中	認定者数については順調に推移しており、目標達成が見込まれる。毎年定員の50名の募集を上回る応募があることから、当講座が県内に浸透してきたものと思われる。今後はサポーターの活用方策の検討、高い意識の維持に努める。男性のサポーター認定者数も目標には達しなかったものの順調に伸びており、19年度は12人の認定、今年度も12人の申込みと、男性にも少しずつではあるが、認知されてきている。
	15 各大学開放講座参加者数(累計) 生涯学習文化課	人	1,941	4,088	7,163	10,705	4,720	5,200	高	県内の大学での19年度開放講座参加者数は3,542人となり、順調に推移している。各大学とも地域との連携を図り、各大学の特色を生かした関連講座を開催している。県立生涯学習推進センターのHP「まなびネットいわて」に掲載し、広く周知に努めている。 今後も各大学と連携しPRに努めていく。
	16 語学研修国際理解研修の受講者数(累計) NPO・文化国際課	人	156	3,215	7,426	8,721	3,950	4,400	高	目標を大幅に上回っており順調である。今後も研修を通して国際理解を推進していくように努めていく。
	17 男女共同参画拠点施設数(累計) 青少年・男女共同参画課	数	-	-	1	1	1	1	高	平成18年4月1日、いわて県民情報交流センター「アイーナ」に、「男女共同参画センター」開設。 情報・学習・相談・活動の4機能。

(2) 平成19年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応

実施体系	指標名	単位	基準値		実績		目標		判定	担当課評価と今後の対応
			10年度	15年度	18年度	19年度	19年度	22年度		
Ⅲ 労働の場における男女共同参画の推進	18 女性の再雇用制度導入企業の割合(正規従業員) 労政能力開発課	%	35.8	20.1	21.2	-	53.9	60.0	中	本指標に係る調査が終了したため、実績値なし。育児・介護休業法においては、妊娠、出産、育児または介護を理由として退職した者を育児等退職者と呼び、特別の配慮をする再雇用特別措置を実施するよう事業主の努力義務を定めていることから、多様な働き方を選択できるような制度の普及啓発に努める。
	19 育児・介護休業者生活資金貸付金利用件数(累計) 労政能力開発課	件	52	61	68	70	69	75	高	18年度に、利用者のニーズ等を勘案し、利用条件の見直しを行っており、今後とも効果的な周知に努める。
	20 育児休業制度定着率 労政能力開発課	%	76.7	87.2	82.7	-	94.5	100.0	中	本指標に係る調査が終了したため、実績値なし。セミナーの開催による企業への普及啓発や、企業訪問、企業への講師派遣等による実務的な支援により就業規則の整備に努めており、今後とも岩手労働局と連携しながら普及啓発に努める。
	21 介護休業制度定着率 労政能力開発課	%	27.0	75.0	79.3	-	89.3	100.0	中	本指標に係る調査が終了したため、実績値なし。セミナーの開催による企業への普及啓発や、企業訪問、企業への講師派遣等による実務的な支援により就業規則の整備に努めており、今後とも岩手労働局と連携しながら普及啓発に努める。
	22 育児休業取得率(男性、女性) 労政能力開発課	%	-	男性 0.9 女性 75.1	男性 1.1 女性 77.8	男性 - 女性 -	男性 4.4 女性 77.8	男性 7.0 女性 80.0	中	本指標に係る調査が終了したため、実績値なし。国の「中小企業子育て支援助成金」(育児休業取得率の特に低い従業員100人以下の事業所で、初めて育児休業取得者等が出た場合の助成金)の活用を勧め育児休業の取得を推進を図っていくとともに、育児休業が取得しやすい職場づくりに向けたセミナーの開催や、企業への講師派遣により、普及啓発に努めていく。
	23 家族経営協定締結農家数(累計) 農業普及技術課	戸	111	588	967	1,069	880	1,000	高	19年度において、22年度目標に到達したことから、指標の見直しを行ったところである。 22年度指標数値：1,200戸
	24 農業農村指導士に占める女性の割合 農業普及技術課	%	-	49.2	43.6	42.9	50.0	50.0	中	家族経営が中心である農業経営においては、経営主である男性が市町村からの推薦の過半を占めている。 今後においては、女性リーダー育成のための女性塾でのリーダー育成や農業農村指導士協会における後継者育成により、女性の割合を高めていく。
	25 JAホームヘルパー資格取得者数(累計) 農業普及技術課	人	1,739	2,284	2,345	2,345	2,520	2,700	中	19年度は資格取得のための講座を実施しなかったため、資格取得者数の実績に変化がない。
26 農村女性の起業者数(個人)(累計) 農村女性の起業者数(グループ)(累計) 農業普及技術課	人 グループ	23 139	143 170	178 190	194 194	161 196	170 220	高 中	農村女性による起業活動の活性化がみられており、起業者数も増加している。起業経営の向上支援を展開し、波及効果を高めていくこととしている。	
27 農協正組合員に占める女性の割合 農業普及技術課	%	12.8	13.7	11.7	11.5	22.0	25.0	低	農村女性組織連携会議等関係機関・団体との連携により指導支援していく。	
28 女性の農業委員の割合 農業普及技術課	%	-	6.8	9.5	9.5	8.8	10.0	高	市町村合併による農業委員定数が減少している状況下で著しい増加は難しかったものと思われる。今後においても、関係機関・団体と連携のうえ、女性農業委員の登用を推進していく。	

(2) 平成19年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応

施策の体系	指標名	単位	基準値		実績		目標		判定	担当課評価と今後の対応
			10年度	15年度	18年度	19年度	19年度	22年度		
Ⅲ 労働の場における男女共同参画の推進	29 林業女性グループ数 (累計) 森林整備課	グループ	9	10	10	10	13	15	低	林業研究グループ全体において活動が停滞している状態にある。定期的に活動している組織は限られており、新規の組織設立が行われない状況である。今後、普及指導活動を通じて地域で行われている活動への支援、グループ化等の指導を進める。
	30 女性の漁業士数 (累計) 水産振興課	人	3	8	14	15	11	12	高	毎年継続して女性漁業士は認定されており、22年度の目標値を上回った。認定された女性漁業士は、地域の女性活動の中核として活躍しており、今後も継続して認定されるよう人材の発掘に努めていくとともに、その活動を支援していく。
	31 コミュニティ・ビジネス企業化支援件数(累計) 経営支援課	件	-	20	-	-	-	-	中	コミュニティ・ビジネスの趣旨(地域課題の解決に向けた取り組み)から、各地域において、その実情にあわせて独自に事業を実施すべきとし、17年度で事業終了(平成15年~平成17年の3ヶ年事業)
	32 女性の再就職率 労政能力開発課	%	30.9	30.6	37.3	-	40.0	43.0	中	19年度数値は今後まとまる予定。男女の再就職率の格差は、17年度では3.3ポイント男性が上回っていたが、18年度では2.8ポイントと年々縮小傾向にある。今後とも、女性等就業援助事業の実施や母子家庭の母等への職業訓練を実施し、女性の再就職支援を実施する。
	33 ファミリー・サポート・センター事業実施か所数(累計) 児童家庭課	か所	-	4	7	8	8	12	高	19年度に滝沢村が新規設置し、8箇所となっている。今後、設置する予定の市町村に対して、次世代育成支援対策交付金を活用等、設置に係る助言及び支援等行っていく。
Ⅳ 家庭・地域における男女共同参画の推進	34 延長保育実施可能保育所の割合 児童家庭課	%	31.2	49.7	65.3	69.9	80.0	100.0 (21年度)	中	保護者の子育てと就労の両立支援の一環として実施しており、前年度より実施箇所数が増加している。今後は、実施率の低い公立保育所の実施促進に向け、市町村の取組みを指導支援していく。
	35 一時・特定保育実施保育所数 (累計) 児童家庭課	か所	-	98	154	169	160	172 (21年度)	高	概ね順調に推移している。今後は、事業未実施市町村の解消及び多様な働き方に柔軟に対応する「特定保育」の導入に向け、市町村の取組みを指導支援していく。
	36 休日・夜間保育実施保育所数 (累計) 児童家庭課	か所	-	20	35	31	37	47 (21年度)	中	利用実績による実施箇所の減が生じたものの、概ね前年度並みとなっている。今後は、未実施市町村の解消に向け、市町村の取組みを指導支援していく。
	37 乳幼児健康支援一時預かり実施施設数(累計) 児童家庭課	か所	-	4	6	7	12	22	低	一定数以上の利用見込みがないと収支の均衡を図ることが難しい取組みであるが、今後は、市部を中心とした拡大に向けて、市町村を指導支援していく。なお、この事業とは別に19年度から入所児童が体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所で預かる事業を17箇所で開催している。
	38 保育所待機児童数 児童家庭課	人	236	174	79	92	0	0	低	施設整備等により保育所定員は漸次拡大しているが、働く母親の増加等によりこれを上回って保育所二歳児が増大しているため、待機児童の解消には至っていない。今後は、待機児童の発生している特定の市町村における保育所の整備や定員見直し、保育所分園の設置、認定こども園の導入などを促し、待機児童の解消に向けた具体的な取組みについて指導支援していく。
	39 子育てサークル数(累計) 児童家庭課	団体	-	144	165	184	161	172 (21年度)	高	子育てサークルは、保育所や幼稚園への就園によりその後の活動が左右されることから、活動の次の育児期層への活動継承の仕組みづくりについて、助言していく。
40 子育てサポーター養成数 (累計) 生涯学習文化課	人	(H16)	102	179	235	152	200	高	県央会場と宮古会場の複数における実施により、認定者数が増加した。今年度は、養成講座を県央会場、スキルアップ講座を4か所で開催し、養成とフォローのすみ分けを図るとともに、各教育事務所に支援体制を整備し、子育てサポーターの活用の推進を図ることとする。	
41 放課後児童クラブ設置数(累計) 児童家庭課	か所	-	143	191	224	198	232 (21年度)	高	順調に推移している。引き続き、教育委員会の放課後子ども教室と「放課後子どもプラン」事業としての連携を図りながら、地域のニーズに即して対応を行うよう市町村に対し働きかけていく。	

(2) 平成19年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応

施策の体系	指標名	単位	基準値		実績		目標		判定	担当課評価と今後の対応
			10年度	15年度	18年度	19年度	19年度	22年度		
IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	42 児童館数 (累計) ※休止を除く 児童家庭課	か所	(H16)	138	129	127	141	142 (21年度)	低	少子化の影響による施設配置の見直し等による廃止により減少している。 今後は、放課後子どもプランの中の1事業形態として、地域の実情に即した設置について指導支援を行っていく。
	43 子育て短期支援事業実施施設数 (累計) 児童家庭課	か所	7	8	12	19	11	13 (21年度)	高	累計か所数は、実施8市町村となり増加している。乳児院及び児童養護施設等、適切に保護できる施設のみ行うことができることから、今後設置を予定している市町村に助言等の支援を行っていく。
	44 児童家庭支援センター相談件数 児童家庭課	件	-	639	685	758	733	770 (21年度)	高	概ね順調に推移している。 今後も、児童相談所や関係市町村と一層の連携を図りながら、積極的な相談の実施に努めていく。
	45 高齢者雇用率 労政能力開発課	%	13.5	14.3	17.2	18.5	14.6	15.0	高	高齢者雇用安定法の一部改正により、定年の引き上げが継続雇用制度の導入又は定年廃止のいずれかの措置を講ずることが義務付けられたことから、今後も若手労働局等関係機関と連携を図りながら事業所等への啓発を継続していくほか、就業相談の実施により高齢者の雇用を促進していく。
	46 養護老人ホーム入所者数(累計) 長寿社会課	人	944	937	956	956	1,058	-	中	※「累計」ではなく、年度末時点の数である利用希望者が介護保険施設と比較少ないことから、利用者数は横ばい傾向となっている。 養護老人ホームの新設の整備予定はなく、今後老朽化した施設の整備が中心となってくる。
	47 ケアハウス入居者数(累計) 長寿社会課	人	299	523	541	572	619	-	中	※「累計」ではなく、年度末時点の数である利用者数は横ばいとなっている。 ケアハウスの整備を行っており、今後利用者は増加するものと考ええる。
	48 生活支援ハウス入居者数(累計) 長寿社会課	人	61	145	159	161	279	-	低	※「累計」ではなく、年度末時点の数である新規の整備もなく、利用者も横ばい。介護保険制度等公的サービスの充実とともに、利用者が減少することが予想されるが、サービスの選択が行なわれており、問題は無いものと考えられる。
	49 介護保険施設入所定員数(累計) 長寿社会課 (介護老人福祉施設)	人	-	5,413	5,998	6,018	5,992	-	高	若手県介護保険事業支援計画に基づき計画的に整備を進めており、順調に推移している。しかし、医療制度改革の一環として介護療養型医療施設は23年度末までに廃止されることから、老人保健施設等への転換が図られる。
	同(介護老人保健施設)	人	-	4,989	5,252	5,366	5,309	-	高	
	同(介護療養型医療施設)	人	-	1,038	865	751	1,232	-	低	
	50 在宅介護支援センター設置か所数(累計) 長寿社会課	か所	81	188	106	-	197	-	中	平成18年4月介護保険法の改正により、在宅介護支援センターが担っていた業務は、新設された地域包括支援センターに承継された。なお、在宅介護支援センターへの国、県補助は廃止され、その設置は市町村、社会福祉法人の任意である。
	51 障がい者雇用率 労政能力開発課	%	1.63	1.60	1.67	1.72	1.88	1.93	中	法定雇用率1.8には達していないが、概ね順調に推移している。 引き続き、就業相談支援体制の強化や職業訓練の拡充を図るとともに、雇用事例紹介リーフレット等により、企業等に対する意識啓発を行っていく。
	52 障がい者社会参加促進事業実施市町村割合 障がい保健福祉課	%	8.5	25.9	100.0	82.9	79.7	100.0	高	平成18年10月から全面施行された障害者自立支援法に基づき、新たな事業体系(市町村障害者地域生活支援事業)の中の本事業を実施している市町村(29市町村)について集計した。今後、全市町村において実施されるよう促す。
	53 年間総実労働時間数 労政能力開発課	時間	1,931	1,944	1,925	1,933	1,833	1,800	中	有給休暇取得率は年々低下傾向にあることから、企業訪問の実施等を通じて「労働時間等設定改善法」に係る事業主の責務について理解をいただき、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を呼びかける。
54 有給休暇取得率 労政能力開発課	%	(H16)	52.0	47.7	-	63.5	63.5	中	本指標に係る調査が終了したため、実績値なし。 有給休暇取得率は年々低下傾向にあることから、企業訪問の実施等を通じて「労働時間等設定改善法」に係る事業主の責務について理解をいただき、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備を呼びかける。	



(2) 平成19年度における主要な指標達成度に係る評価と今後の対応

施策の体系	指標名	単位	基準値		実績		目標		判定	担当課評価と今後の対応
			10年度	15年度	18年度	19年度	19年度	22年度		
V 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処	55 65歳未満の年齢調整死亡率(女性) 保健衛生課	人口10万人対	108.7	94.7	97.9		88.1	81.7		(19年度実績は、報告期限の時点で不明)
	56 健康教育実施か所数 保健衛生課	か所/年	10	10	10	10	10	10	高	各保健所において健康教育が実施されており、今後も、引き続き実施する。
	57 乳児死亡率(出生千人当たり) 児童家庭課	人	3.1	2.9	2.5	2.2	3.0	3未満	高	平成19年 全国平均2.6 ほぼ全国平均並である。
	58 周産期死亡率(対象者千人当たり) 児童家庭課	人	6.2	5.2	5.0	5.1	4.3	4.0	中	平成19年 全国平均4.5 全国平均より高率であり、周産期死亡改善に向けた対策が必要である。 特に、産科医師不足や分娩施設の減少などから、周産期医療の確保、充実強化が喫緊の課題となっている。
	59 母子保健等相談件数 児童家庭課	件/年	1,171	1,104	1,612	1,656	1,884	2,160	中	各保健所に設置する女性健康支援センター及び思春期ホットラインによる相談により相談件数が増加している。 19年度で思春期ホットラインを廃止したこと、身近な相談が市町村であること、中核市移行や市町村移譲や保健所支所の廃止などから対象数の減少が見込まれる。
	60 DVに関する周知度(DV防止法の内容を知っている住民の割合) 青少年・男女共同参画課、児童家庭課	%	-	35.5	34.3		55.2	70.0		19年度は調査を実施しておらず、実績は計測不可。計画更新に向け、21年度に新たに意識調査を実施する予定。 配偶者からの暴力の防止に係る意識啓発については、平成17年9月に「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定し、パンフレットやリーフレット配布、バス広告、DV防止セミナーや講座などを実施し普及啓発に努めている。
61 DVに関する相談担当者研修参加者数(累計) 青少年・男女共同参画課、児童家庭課	人	-	98	728	957	610	1,000	高	19年度は市町村職員研修に加え、関係機関職員研修会など、限られた予算の中で充実した内容の研修が実施でき、目標を達成することが出来た。今後も相談に来る被害者の不安り除き、最良の選択をすることができるよう相談担当者の資質向上に努めていく。	

## 2 平成20年度「いわて男女共同参画プラン」関連事業(2月補正ベース)

### I 男女共同参画の視点に立った意識改革

#### 1 男女共同参画の視点に立った意識改革と啓発

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
女性対策総合推進事業	県	いわて女性のつどい 2月実施予定 参加者1,000人見込み	200	青少年・男女 共同参画課
いわて男女共同参画プラン推進事業	県	1 男女共同参画推進条例事業関係経費 苦情及び相談体制整備事業 岩手県男女共同参画審議会等 2 北東北三県男女共同参画連携事業 (1) 広報事業：標語・写真コンテスト、啓発ポスター作成 (2) 交流事業：各県サポーター合同研修会 (3) 情報交換事業：各県センター職員の情報交換会 3 市町村計画策定支援事業	1,630	青少年・男女 共同参画課
男女共同参画センター管理運営費	県	いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行った。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・ いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 ・ 出前講座、デートDV予防啓発指導者セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 ・ 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 活動団体間の連携促進のためのネットワーク構築	19,775	青少年・男女 共同参画課
小計		20年度予算額	21,605	

#### 2 男女共同参画を推進する教育・学習の促進

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
家庭教育子育て支援推進事業	県	子供の教育や人格形成に対し、重要な責任を持つ家庭の教育力が低下している現状を踏まえ、心豊かなたくましいいわてっ子を育成するため、家庭の教育力の充実を図る。「多様な相談体制の整備充実」「子育てサポーター養成講座」等の実施	3,538	生涯学習文化 課
小計		20年度予算額	3,538	

## II 女性の参画拡大による男女共同参画の推進

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
女性対策総合推進事業 (再掲)	県	いわて女性のつどい 2月実施予定 参加者1,000人	(再掲200)	青少年・男女 共同参画課
小 計		20年度予算額	0	再掲は含まない。

### 2 女性の人材育成と情報の収集・提供

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
婦人団体活動費補助	県	県地域婦人団体協議会の活動を支援し、団体の育成を図る。	150	生涯学習文化 課
男女共同参画センター 管理運営費 (再掲)	県	いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行った。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・ いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 ・ 出前講座、デートDV予防啓発指導者セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 活動団体間の連携促進のためのネットワーク構築	(再掲 19,775)	青少年・男女 共同参画課
小 計		20年度予算額	150	再掲は含まない。

### 3 多様な選択を可能にする教育・学習の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
男女共同参画センター 管理運営費 (再掲)	県	いわて県民活動交流センター内に「男女共同参画センター」を設置し、NPOによる運営を行った。 1 情報機能 (1) 「センターだより」発行 年3回 (2) 図書、ビデオ、資料配架 (3) ホームページによる情報発信 2 学習機能 (1) いわて男女共同参画推進月間事業 ・ いわて男女共同参画フェスティバル (2) 各種講座 ・ 出前講座、デートDV予防啓発指導者セミナー、 ワーク・ライフ・バランスセミナー (3) 男女共同参画サポーター養成事業 (4) 市町村職員研修 3 相談機能 男女共同参画社会の実現に向けた、生き方・家族・ 健康 などに関する相談等 4 活動・交流機能 活動団体間の連携促進のためのネットワーク構築	(再掲 19,775)	青少年・男女 共同参画課
小 計			20年度予算額 0	再掲は含まない。

### 4 国際交流・国際協力の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
語学指導等を行う外国 青年招致事業	県	地域における国際交流を推進するため、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)により、国際交流員を招致する。 招致人員3人(英語圏2人、中国人1人)	16,681	NPO・文化 国際課
	県	外国語指導助手の配置 教育委員会、教育事務所、総合教育センター、 県立学校27人	166,520	学校教育室
外国語教育推進事業費	県	民間委託による外国語指導助手の配置等 県立学校、教育事務所25人	68,639	学校教育室
国際交流事務費 (青年海外協力隊派遣)	独立 行政法人 国際協力 機構	開発途上国からの要請に基づき、技術、技能をもった青年を派遣し、その国の経済、社会開発に協力することにより国づくりに貢献する。	0	NPO・文化 国際課
東アジア留学生等人材 ネットワーク形成事業 (海外研修員等受入)	県	海外にネットワークを持つ優秀な外国人留学生等を本県の貴重な人材として位置づけ、県内留学生及び帰国留学生等へ支援を行うことにより、本県と留学生等の密接なネットワークを形成し、双方にとってメリットのある交流の促進を図る。	9,124	NPO・文化 国際課
多文化共生いわてづく り事業	県・ (財)岩 手県 国際 交流 協会	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくような、多文化共生の地位づくりを推進するため、在住外国人を支援する(財)岩手県国際交流協会の多文化共生関連事業に対する補助を行う。	1,680	NPO・文化 国際課
小 計			20年度予算額 262,644	

### Ⅲ 労働の場における男女共同参画

#### 1 男女均等な雇用環境の整備

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
委員会運営費(あっせん員の委嘱)	県	あっせん員による個別紛争の解決援助	156	労働委員会事務局
ジョブカフェいわて管理運営費	県	岩手労働局と連携し、若年者を対象にきめ細やかな就職相談、職業紹介等を行うワンストップセンター「ジョブカフェいわて」の管理運営を行う。	97,100	雇用対策・労働室
地域ジョブカフェ管理運営費	県	地域の関係機関と連携して、若年者を中心とした就業支援と地域産業の活性化を行う地域ジョブカフェを管理・運営する。 ・宮古 ・久慈 ・一関 ・大船渡 ・二戸	23,495	雇用対策・労働室
就業支援員配置事業費(旧地域若年者雇用対策強化事業費、管理運営費(地域雇用相談員の設置))	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。(各地域にエリアジョブコーディネーターを配置して、若年者の就職活動を総合的に支援する。)	72,954	雇用対策・労働室
小計		20年度予算額	193,705	

#### 2 農山漁村における男女の対等な連携(パートナーシップ)の推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
農山漁村いきいきチャレンジ支援事業(女性農業者エキスパート支援事業、いわての地域食普及事業、農山漁村いきいきシニア活動促進事業、地産地消型生産・販売力強化事業を統合)	県	農山漁村における男女共同参画社会を形成するため、「むら・もり・うみ女性ビジョン」に基づき、女性が農山漁村の担い手として能力を十分に発揮できる環境の整備や、女性リーダーの育成を図るとともに、地域食文化の発信・伝承活動や農林水産物等の加工・販売等を支援する。  1 家族経営協定の推進 2 農山漁村女性リーダーの育成、参画促進 3 起業活動の促進 4 地域食文化の伝承・発信活動の促進	2,973	農業普及技術課
森林機能高度発揮普及指導促進タイプ(うち「林業女性・高齢者活動支援事業」)	県	1 知識向上講座 ・全国林研女性会議 ・林業女性学習の集い 2 森林林業男女共同参画勉強会 ・林研グループ研修	304	森林整備課
漁業担い手育成推進費(うち女性活動促進)	県	漁村における女性の活動の促進、地位の向上のための実践活動推進(リーダー育成、交流学习)	579	水産振興課
沿岸漁業改善資金(生活改善資金)	県	生活改善資金の貸付 資金種類 (1) 生活合理化設備資金 (2) 住居利用方式改善資金 (3) 婦人・高齢者活動資金	38,170	団体指導課
小計		20年度予算額	42,026	

### 3 多様な働き方を可能とする就業条件の整備

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
就業支援員配置事業費 (再掲)(旧管理運営費 (地域雇用相談員の設 置))	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。 (地方振興局等に地域雇用相談員を設置し、労働相談や就業相談に応じるとともに、求人情報など各種労働関係情報を提供する。)	(再掲 72,954)	雇用対策・労働室
いわて起業家育成資金 貸付金(うち創業資 金)	県 (金融 機関 へ預託)	新たに事業を開始しようとする者が必要な創業資金を貸し付けるための原資を金融機関に預託。	173,117	経営支援課
商工業小規模事業経営 支援事業費補助(若手後 継者等育成事業)	民間	商工会等に設置されている青年部または女性部が経営改善普及事業に資するための事業を支援。 ・部員の資質の向上を図るため、各種研修会、講習会及び研究会を実施。	9,407	経営支援課
女性医師就業支援事業	県・ 民間	女性医師等への「育児支援」や「職場復帰研修」の実施、院内保育所の夜間運営の支援を通じて、医師が働きやすい環境を整備することにより、医師確保や離職防止を図る。	14,710	医療国保課
小 計		20年度予算額	197,234	再掲は含まない。

### 4 女性の職業能力開発の促進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
女性就業援助事業費	県	就業を希望する女性に対し、県内6ヶ所で技術講習や就業に関する情報提供を行うことにより就業機会の拡大を図る。	9,492	雇用対策・労働室
認定職業訓練費補助事業	団体・ 県	認定職業訓練事業を実施する事業主団体等に対する助成	67,565	雇用対策・労働室
就職支援能力開発費 (母子家庭の母等の職業的自立促進事業費)	県	母子家庭の母等を対象に3箇月間の職業訓練を実施することにより、職業能力の充実・強化を図り、職業的自立促進に資する。	7,491	雇用対策・労働室
ジョブカフェいわて管理 運営費(再掲)	県	岩手労働局と連携し、若年者を対象にきめ細やかな就職相談、職業紹介等を行うワンストップセンター「ジョブカフェいわて」の管理運営を行う。	(再掲 97,100)	雇用対策・労働室
地域ジョブカフェ管理 運営費(再掲)	県	地域の関係機関と連携して、若年者を中心とした就業支援と地域産業の活性化を行う地域ジョブカフェを管理・運営する。 ・宮古 ・久慈 ・一関 ・大船渡 ・二戸	(再掲 23,495)	雇用対策・労働室
就業支援員配置事業費 (再掲) (旧地域若年者雇用対策 強化事業費)	県	県内各地域に就業支援員を配置して、地域内関係機関と連携しながら雇用・労働に関する地域課題に対応する。 (各地域にエリアジョブコーディネーターを配置して、若年者の就職活動を総合的に支援する。)	(再掲 72,954)	雇用対策・労働室
小 計		20年度予算額	84,548	再掲は含まない。

## 5 雇用の継続を図るための環境整備

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
勤労者福祉支援事業費	県	うち勤労女性分  ・雇用機会均等セミナー 1回 (財)21世紀職業財団岩手事務所と共催 ・出前「いわて企業力アップ講座」の実施 企業、団体等の希望により出前して講座を開催することにより、職場環境の向上や労働者の福祉の向上を図る。 ・緊急サポートネットワーク事業推進 労働者の育児等に関する緊急のニーズに対応することにより、労働者の失業予防、雇用の安定を図るため実施される事業の推進を図る。	480	雇用対策・労働室
労働者等生活安定支援資金貸付金	県	<育児・介護休業者生活資金貸付金> 育児・介護休業者の生活の安定を図るため、生活資金の一部を融資することにより、育児休業の取得促進を支援	5,093	雇用対策・労働室
児童福祉施設等産休等代替職員設置費補助	市町村・民間	産休、病休代替職員人件費補助 (老人福祉施設、知的障害者・身体障害者施設、授産施設、児童福祉施設分予算統合)	35,363	児童家庭課
院内保育所運営事業補助(再掲)	民間・公的	院内保育施設の運営費に対する補助	(再掲 19,041)	医療国保課
育休補充教職員制度の実施	県	教職員の育児休業中の代替教職員を設置する。	小中学校 894,207 県立学校 399,941	教職員課
小計		20年度予算額	1,335,084	再掲は含まない。

#### IV 家庭・地域における男女共同参画の推進

##### 1 子育てにやさしい環境づくり

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
子育てサポートセンター管理運営費	県	いわて県民活動交流センター内に「子育てサポートセンター」を設置し、NPO法人に事業委託し運営し子育て支援及び子育てに関する情報提供等を行う。	10,150	児童家庭課
子育て応援作戦推進事業	県	①子育てにやさしい環境づくり推進協議会 ②中小企業子育て支援推進事業 ・中小企業事業主行動計画策定支援 ・岩手労働局と連携したきめ細かな情報提供 ③i・ファミリー・サービス事業(協賛店による子育て支援サービスの実施) ④地域子育て応援団育成支援事業(地域住民による子育て支援サービスの実施支援) ⑤子どものこころ育て推進支援事業(市町村の実施支援) ⑥パパの子育て応援事業(パパ子育て手帳の増刷配布)	9,869	児童家庭課
教育改革推進事業(子育て支援事業)	県	幼稚園の教育時間終了後も園児を幼稚園内で過ごさせる「預かり保育」を継続的に実施していることや施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園を設置している学校法人に対して助成。	185,755	総務室
保育所運営費	市町村	保育所運営費負担金	1,941,387	児童家庭課
保育対策等促進事業費	市町村	保育対策等促進事業費補助(一時保育、休日保育等) ※特別保育事業費から事業名称変更	377,717	児童家庭課
児童館整備費補助	市町村	児童館と放課後児童クラブの整備に関する経費補助	40,664	児童家庭課
放課後児童健全育成事業	市町村	昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童等の健全育成を行う児童クラブを設置する市町村に対する運営費補助及び指導員研修費	341,093	児童家庭課
母親クラブ活動費補助	市町村	母親クラブ活動費補助	11,376	児童家庭課
母子自立支援員兼家庭相談員の設置	県	各地方振興局に設置されている母子自立支援員兼家庭相談員による生活相談等の実施	42,449	児童家庭課
母子福祉資金の貸付	県	母子家庭に対する修学資金、修学支度資金等12種の資金の貸付	272,902	児童家庭課
寡婦福祉資金の貸付	県	寡婦に対する修学資金、住宅資金等12種の資金の貸付	21,514	児童家庭課
児童扶養手当支給事業	県	児童扶養手当支給認定支給事務	1,070,770	児童家庭課
母子家庭等セルフサポート事業	県	「母子家庭等自立・就業支援センター」を設置し、個々の家庭の状況や職業適性などに配慮した就業支援及び母子家庭自立支援給付金を支給する。	3,788	児童家庭課
母子家庭等日常生活支援事業	県	家庭生活支援員の派遣等により、生活援助、子育て支援を行う。	750	児童家庭課
母子福祉対策費	県	就業支援講習会開催、無料法律相談の実施	4,141	児童家庭課
母子家庭医療費助成	市町村	母子家庭の経済的負担の軽減と母と子の健康を図ることを目的に、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	247,937	医療国保課



1 子育てにやさしい環境づくり

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
乳幼児、妊産婦医療費助成	市町村	乳幼児の健全な発育と死亡率の減少を図るとともに、母体の健康を保持し、健やかな子供の出生とその育成を図るため、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	641,914	医療国保課
予防接種センター機能推進事業	県	心臓血管系疾患等の基礎疾患を有する予防接種要注意者は、その健康状態等を勘案して予防接種を行うことが必要であることから、小児科専門医が勤務する医療機関を予防接種センターと指定し、これらの者が安心して接種が受けられる体制を整備。	2,438	保健衛生課
ひとにやさしいまちづくり推進事業	県	ユニバーサルデザイン推進事業 先進的取組みを行う市町村でのUD職員研修等の支援、ひとにやさしいまちづくり推進指針改定など、ユニバーサルデザインの普及を推進する。	3,123	地域福祉課
	県	まちづくりユニバーサルデザイン推進事業 住宅や公共施設等、まちづくりに携わる設計者、管理者等に対して、ユニバーサルデザインの本格的な普及啓発を行うことにより、公共施設や都市施設のユニバーサルデザイン化を推進する。	800	建築住宅課
交通安全施設整備事業等	県	歩道等の交通安全施設の整備に要する経費	2,688,159	道路環境課
住情報交流事業	県	住宅フェア開催経費、けんみん住宅プラザ設置経費等	12,909	建築住宅課
小計		20年度予算額	7,931,635	

2 高齢者等が安心して暮らせる条件整備

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
(社)岩手県シルバー人材センター連合会運営費補助	県・民間	高齢者の就業機会の確保と社会参加の促進に寄与するシルバー人材センター事業の充実を図るため、(社)岩手県シルバー人材センター連合会の運営費を補助する。	12,562	雇用対策・労働室
障害者等雇用対策費(一般行政経費)	県	障がい者・中高年齢者等の就業のニーズに対応した職場適応訓練の実施等	5,477	雇用対策・労働室
チャレンジ就業支援事業(就業支援センター)	社会福祉法人等	障がい者の就業を促進するため、障害者就業・生活支援センター等を核として、労働、福祉、教育等の関係機関の連携により、地域の就労支援力を強化する。	11,074	雇用対策・労働室
チャレンジ就業支援事業(障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業)	県	障がい者の就業を促進するため、職業訓練法人や民間企業等に委託して、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用のニーズに対応した短期の障がい者委託訓練を実施する。	10,812	雇用対策・労働室
明るい長寿社会づくり推進事業	県、(財)岩手県長寿社会振興財団	・岩手県長寿社会健康と福祉のまつり事業 ・全国健康福祉祭参加推進事業 ・社会貢献支援事業	25,910	長寿社会課
福祉人材センターの運営事業	県(県社会福祉協議会へ委託)	福祉サービスに対する理解を深め、新たな福祉人材の育成、潜在的福祉人材の就労を促進し、福祉人材の養成確保を図る。	31,085	保健福祉企画室
寝たきり予防対策普及事業(寝たきり老人ゼロ作戦等普及啓発推進事業)	県	普及啓発キャンペーンの実施、普及推進従事者研修、予防教室の実施、寝たきり予防相談の実施など 平成20年度～事業名は介護予防事業評価・市町村支援事業に統合され、名称変更	4,303	長寿社会課
高齢者総合相談センターの運営事業	県	高齢者や家庭が抱える各種心配ごとに対応するとともに、市町村の相談体制を支援	12,193	長寿社会課
特定健康診査・保健指導事業負担金	県・市町村国保	国民健康保険の保険者(市町村)が実施する特定健康診査及び保健指導事業に要する経費の一部を負担。	117,514	長寿社会課
日常生活用具給付等事業費補助	市町村	日常生活用具の給付等に対する補助(難病) 17品目	1,278	保健衛生課
老人福祉施設整備	市町村・民間	特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・ケアハウスを整備する費用の一部を補助	556,151	長寿社会課
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	市町村	在宅の要援護老人及び重度身体障害者に対応した住宅の改善を行う経費に対して市町村が補助する場合、その経費の一部を補助	63,861	長寿社会課
介護実習・普及センター設置運営事業	県	広く一般県民に対し、介護知識・技術の普及を図り、あわせて介護機器の普及を推進する。	35,248	長寿社会課
介護給付費等負担金	県	介護給付及び予防給付に要する費用の県費負担	12,271,175	長寿社会課
介護保険財政安定化基金積立金	県	市町村の介護保険財政の安定化のため、県に基金を設置	335,918	長寿社会課

## 2 高齢者等が安心して暮らせる条件整備

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
介護保険制度施行事業	県	介護保険審査会の運営等を行う	9,950	長寿社会課
介護認定調査員等研修事業費	県	要介護認定に関わる認定調査員等の研修等を行う (ケアマネ分も含む)	17,384	長寿社会課
保健師研修	県	保健所等の保健師の資質の向上のための研修会への派遣	544	保健衛生課
看護師等養成所運営費補助	民間	民間立看護師等養成所の運営費に対する補助	115,372	医療国保課
院内保育所運営事業補助	民間・公的	院内保育施設の運営費に対する補助	19,041	医療国保課
看護師等修学資金貸付費	県	看護師等養成施設及び大学院の在学者に対する修学資金の貸付け	25,884	医療国保課
ナースセンター事業	県	未就業看護職員の就業の促進等を図るための各種事業の実施	17,191	医療国保課
精神障害者社会復帰施設運営費補助	社会福祉法人等	社会福祉法人等が設置運営する精神障害者地域生活支援センター(精神障害者社会復帰施設)等の運営経費について補助するもの。 H18.10～事業体系が再編され、一部市町村事業へ	189,225	障がい保健福祉課
市町村地域生活支援事業	市町村	障害者等が自立した日常生活又は社会生活が営めるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施する。	165,247	障がい保健福祉課
在宅重度障害者家族介護慰労手当補助	市町村	介護手当の支給に対する補助	634	障がい保健福祉課
障害者介護給付費等負担金	市町村	障害者介護給付費(介護給付、訓練等給付費、療養介護医療費、サービス利用計画作成費、補装具費)の負担	3,296,975	障がい保健福祉課
小計		20年度予算額	17,352,008	

## 3 家庭生活・地域社会への参画推進

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
消費生活知識の普及啓発	県	消費者行政推進事業 消費者の自立の支援に関する諸施策を推進する。 ○消費者啓発・情報提供 ・各種広報媒体を活用した情報提供 ・勤労者講座、高校生講座等の各種講座の開催 ・新成人向けリーフレット、高校生向け消費者教育参考資料等の配布 ○県民生活相談 ○その他消費者行政の推進	32,306	県民生活センター
貯蓄奨励事業	県・民間	1 金融・経済等の情報提供 2 金銭教育協議会の開催	250	環境生活企画室
NPO協働推進事業	県	県民がNPOやボランティアの役割・活動を理解して日常的に活動参加できる環境の整備と、NPO、行政、企業等多様な主体との協働を推進するため、協働推進研修会、地域課題解決のための現場訪問と意見交換会、地域ネットワークの形成、企業とNPOのパートナーシップ推進事業、情報誌の発行等を実施する。	4,494	NPO・文化国際課
NPO活動交流センター管理運営事業	県	NPO活動交流センター及び県民活動交流センターの受付・調整等管理運営及びNPOに対する相談・助言等業務を行う。	16,652	NPO・文化国際課
小計		20年度予算額	53,702	

## V 女性の健康支援と女性に対する暴力への対処

### 1 生涯を通じた女性の健康支援

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額・ 月現計)	担当課
乳幼児、妊産婦医療費助成(再掲)	市町村	乳幼児の健全な発育と死亡率の減少を図るとともに、母体の健康を保持し、健やかな子供の出生とその育成を図るため、医療費の給付を実施する市町村に対し助成する。	(再掲) 641,914	医療国保課
栄養改善の指導	県	特定給食施設の指導を中心とした専門的栄養指導 栄養改善のためのネットワークづくり及び関係機関への支援	1,478	保健衛生課
母子保健対策費(生涯を通じた女性の健康支援事業)	県	女性特有のさまざまな心身にわたる悩みの解決のため、健康教育、健康相談を実施するとともに、不妊の課題に対応する相談、指導事業を実施する。	5,648	児童家庭課
特定不妊治療費助成事業	県	特定の不妊治療に要する費用の一部を助成 ・助成申請見込み件数 404件	47,698	児童家庭課
母子保健対策費(周産期医療対策事業)	県	安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進を図るため、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する総合周産期母子医療センターの運営に要する経費について岩手医科大学附属病院に対して補助する。	77,344	児童家庭課
エイズ対策特別促進事業	県	1 岩手県エイズ対策推進協議会の開催(委員23名) 2 マンパワーの養成事業 研修機関への派遣研修 3 啓発普及活動事業 「世界エイズデー」テレビ・ラジオスポット 成人式におけるリーフレットの配付 タウン紙への広告の掲載	6,677	保健衛生課
薬物乱用防止啓発事業	県	1 覚せい剤等薬物乱用防止啓発事業 岩手県薬物乱用防止指導員 375名委嘱 保健所薬物相談窓口等 2 薬と健康管理講座 3 啓発活動	3,849	保健衛生課
学校保健・安全関係講習会	県	養護教諭等の専門知識及び技術を高め、学校保健の充実に資する。	630	スポーツ健康課
小計		20年度予算額	143,324	再掲は含まない。

2 女性に対するあらゆる暴力への対処

(単位：千円)

事業名	実施主体	事業内容	20年度 (予算額2 月現計)	担当課
青少年のための環境浄化対策事業	県	青少年環境浄化審議会の開催、青少年育成委員（198人）による不健全図書、区分陳列などの点検等	3,178	青少年・男女共同参画課
配偶者暴力防止対策推進事業	県	① DV防止対策の普及啓発事業 DV防止対策セミナー ② 専門研修 市町村等職員研修 ③ DV相談対応マニュアル作成（改定） ④ 「緊急避難」のための宿泊場所の確保事業 ⑤ 被害者の自立支援事業 ア 配偶者暴力被害者自立支援事業費補助 イ DV被害者支援基礎講座（年5回） ⑥ 関係機関の連携協力 岩手県配偶者暴力防止対策連絡会議	1,633	青少年・男女共同参画課
婦人保護事業	県	婦人相談員による要保護女子の相談指導及び婦人保護施設の入所保護費等	79,740	児童家庭課
児童養育支援ネットワーク事業	県	児童虐待に対する早期発見、早期対応及び相談機能の強化等、児童虐待に対する総合的な取組みを進める。 ○ 児童虐待防止活動事業（県要保護児童対策地域協議会、地域活動、市町村連携等） ○ 虐待対応チーム事業（精神科カウンセリング強化等） ○ 児童相談所相談機能強化事業（スーパーバイス強化事業、専門性強化、主任児童委員等研修の実施等） ○ 児童虐待防止対策特別事業（「ストップ・子ども虐待」キャンペーン）	6,685	児童家庭課
被害者支援推進事業	県	犯罪被害者に対する施策の推進 1 県犯罪被害者支援連絡会の開催 2 社団法人いわて被害者支援センターに対する補助の実施 3 犯罪被害者等の捜査過程に伴う負担の軽減	2,924	県民課
小計		20年度予算額	94,160	

## 第 3 部

### 参 考 资 料

# ○男女共同参画社会基本法

## 目次

### 前文

### 第1章 総則（第1条—第12条）

### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的 施策（第13条—第20条）

### 第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、  
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて  
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国  
の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、  
互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にか  
かわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる  
男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。  
このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21  
世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会  
のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進  
に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明  
らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共  
団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を  
総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会  
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現  
することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に  
関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民  
の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成  
の促進に関する施策の基本となる事項を定めることによ  
り、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進す  
ることを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義  
は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構  
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野  
における活動に参画する機会が確保され、もって男女  
が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享

受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を  
形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女  
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女  
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供す  
ることをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての  
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱  
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機  
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される  
ことを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお  
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を  
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立  
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形  
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、  
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動  
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なもの  
とするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等  
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策  
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し  
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな  
なければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女  
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の  
介護その他の家庭生活における活動について家族の一  
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の  
活動を行うことができるようにすることを旨として、行  
われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会にお  
ける取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女  
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけ  
ればならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参  
画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」とい  
う。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関

する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求め

なければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人



権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(平成 14 年 10 月 9 日公布)

岩手県条例第 61 号

## 岩手県男女共同参画推進条例

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 8 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (第 9 条—第 22 条)

第 3 章 岩手県男女共同参画審議会 (第 23 条—第 31 条)

第 4 章 雑則 (第 32 条)

附則

個人の尊重と法の下での平等は、日本国憲法にうたわれており、国においては、男女平等の実現に向けた取組が、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動しつつ、着実に進められてきた。本県においても、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組がなされてきた。

しかしながら、依然として、性別によって役割分担を固定的にとらえる意識やこれに基づいた社会における制度又は慣行が存在し、男女平等の実現に多くの課題が残されている。

一方、少子高齢化の進展等社会経済情勢の急激な変化に的確に対応していく上で、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮でき、もって男女が喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が強く求められている。

このような状況の中で、男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現が 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けられたことを踏まえ、本県においても、男女共同参画社会の実現を目指し、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町村が協働し、不断の努力を重ねて、男女共同参画社会の形成のため男女共同参画を推進し、すべての県民の日常生活の中に男女共同参画の定着を図ることが必要である。

ここに私たちは、男女共同参画社会の実現を図ることを決意し、男女が共に輝く心豊かな社会を創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理

念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられ、直接的なものであると間接的なものであると問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が社会のあらゆる分野において個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会の分野における活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、国際社会の動向を勘案して行われること。
- (6) 男女が互いの性について理解を深めることにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができること及

び生殖に関する事項に関し双方の意思が尊重されること。

- (7) 配偶者間その他の男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)を根絶するよう積極的な対応がなされること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、県民、事業者、市町村及び国との連携を図りながら自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう就労環境の整備に努めなければならない。

- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為又はセクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による役割分担の固定化又は男女間における暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法

律第78号。以下「法」という。)第14条第1項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めるに当たっては、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に定める事項に基づき実施すべき具体的な男女共同参画の推進に関する施策
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

2 知事は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(附属機関等における積極的改善措置)

第11条 県は、その設置する附属機関その他これに準ずるものの委員その他の構成員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずることにより、男女の構成員の数の均衡を図るよう努めるものとする。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて、県民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第13条 県は、男女共同参画の推進について、県民、事業者及び市町村の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(教育及び学習の推進)

第14条 県は、学校教育、社会教育その他の教育及び県民の学習の場において男女共同参画に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業、商工業等のうち自営業における環境整備の推進)

第15条 県は、農林水産業、商工業等のうち個人事業主及びその家族等により営まれている事業に従事する男女が、経営における役割について適正な評価を受け、社会の対等な構成員として、自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保され、並びに当該経営に関する活動と家庭生活における活動とを両立させることができるよう、必要な環境整備を推進するものとする。

(苦情及び相談の処理)

第16条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された事案に関する相談について、県民又は事業者からの申出を適切かつ迅速に処理するための委員(以下この条において「委員」という。)を置くものとする。

2 県民又は事業者は、委員に、前項の苦情又は相談の申出を行うことができる。

3 委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する施策を行う県の機関に対し、説明等を求め、必要があると認めるときは、是正その他の措置を講ずるよう助言、指導又は勧告を行うものとする。

4 委員は、第2項の規定に基づき相談の申出があった場合において、必要に応じて、第1項に規定する人権が侵害された事案に係る関係者に対し、その協力を得た上で説明等を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等を行うものとする。

(調査研究)

第17条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を行うものとする。

(市町村に対する支援)

第18条 県は、市町村が行う法第14条第3項の市町村男女共同参画計画その他の男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間の団体との連携及び協働等)

第19条 県は、男女共同参画を推進するため、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第

7号)第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)その他の民間の団体との連携及び協働に努めるものとする。

2 県は、特定非営利活動法人その他の民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するとともに、これらの活動の支援に努めるものとする。

(拠点となる機能の整備)

第20条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、県民、事業者及び市町村による男女共同参画の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点となる機能の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、推進体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第22条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の状況を明らかにする報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 岩手県男女共同参画審議会

(設置)

第23条 男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、男女共同参画の推進に関する重要事項又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる重要事項について、必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

(所掌)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関すること。

(組織)

第25条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に、会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第29条 審議会は、専門部会を設けることができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 第4章 雑則

(補則)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

(平成 15 年 3 月 31 日公布 岩手県規則第 28 号)

## 岩手県男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岩手県男女共同参画推進条例（平成 14 年岩手県条例第 61 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(岩手県男女共同参画調整委員)

第 2 条 条例第 16 条第 1 項の委員として岩手県男女共同参画調整委員（以下「調整委員」という。）を置く。

2 調整委員は、3 人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。この場合において、1 人以上は法律に関して優れた識見を有する者とし、かつ、1 人以上は女性としなければならない。

3 調整委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治的団体の役員と兼ねることができない。

4 調整委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 調整委員は、再任されることができる。

6 知事は、調整委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は調整委員に職務上の義務違反その他調整委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(職務の執行等)

第 3 条 調整委員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第 16 条第 3 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、指導及び勧告を行うこと。

(2) 条例第 16 条第 4 項の規定により、申出の内容について調査し、助言、是正の要望等を行うこと。

(3) 前 2 号に掲げる職務を行うに際し、関係機関又は関係団体と必要な連絡調整を行うこと。

2 調整委員は、それぞれ独立してその職務を行うものとする。

3 調整委員は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を決定するときは、合議によるものとする。

(1) 職務の執行の方針に関すること。

(2) 職務の執行の計画に関すること。

(3) その他調整委員が合議により処理することとした事項に関すること。

4 調整委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(申出の方式)

第 4 条 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく申出（以下この条、次条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第 2 項並びに第 11 条において「苦情又は相談の申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行わなければならない。ただし、調整委員が当該申出書の提出ができない特別の理由があると認めるときは、口頭ですることができる。

(1) 苦情又は相談の申出をする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに電話番号

(2) 苦情又は相談の申出の趣旨及び理由

(3) 他の機関への相談等の状況

(4) 条例第 16 条第 2 項の規定に基づく相談の申出の場合にあつては、当該申出に係る人権の侵害があつた日

(5) 苦情又は相談の申出の年月日

2 前項ただし書の規定に基づき口頭による苦情又は相談の申出があつたときは、調整委員は、その内容を録取りし、書面に記録するものとする。

(調査しない申出)

第 5 条 調整委員は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る苦情又は相談の申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項の紛争の解決の援助の対象となる事項若しくは同法第 14 条第 1 項の調停の対象となる事項又は

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成 13 年法律第 112 号）若しくは個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 50 号）の

個別労働関係紛争の解決の援助の対象となる事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 条例又はこの規則に基づく調整委員の行為に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、調整委員が調査することが適当でないとする事項

2 調整委員は、条例第 16 条第 1 項の人権が侵害された事案に関する相談の申出が当該申出に係る人権の侵害があつた日から 1 年を経過した日以後にされたときは、

当該申出の内容について調査しないものとする。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 調整委員は、前2項の場合においては、申出の内容について調査しない旨及びその理由を当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

(調査開始の通知等)

第6条 調整委員は、条例第16条第3項又は第4項の申出について調査を開始するときは、その旨を苦情に係る施策を行う県の機関(以下「県の機関」という。)又は関係者に対し、書面により通知するものとする。ただし、条例第16条第4項の申出の場合において、相当な理由があると認めるときは、通知せず、又は調査開始後に通知することができる。

2 調整委員は、条例第16条第3項の規定により、県の機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、若しくはその写しの提出を求めるとき、又は同条第4項の規定により、関係者に対し、資料の提出及び説明を求めるときは、書面により依頼するものとする。

(調査結果等の通知)

第7条 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了したときは、その結果を、速やかに、当該申出をした者に対し、書面により通知するものとする。この場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行ったときは、併せてその内容を当該申出をした者に通知するものとする。

2 調整委員は、苦情又は相談の申出の内容について調査が終了した場合において、条例第16条第3項の規定による助言、指導若しくは勧告又は同条第4項の規定による助言、是正の要望等を行わないときは、その結果を、速やかに、前条第1項の規定により調査開始の通知をした県の機関又は関係者に対し、書面により通知するものとする。

(助言、指導又は勧告)

第8条 条例第16条第3項の助言、指導又は勧告は、書面により行うものとする。

(助言、是正の要望等)

第9条 調整委員は、条例第16条第4項の助言を関係者に対し口頭で行った場合において、当該関係者から当該助言の趣旨及び内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付するものとする。

2 条例第16条第4項の是正の要望等は、書面により行うものとする。

(是正その他の措置の報告)

第10条 調整委員は、条例第16条第3項の指導又は勧告を行ったときは、当該指導又は勧告を行った県の機関に対し、是正その他の措置について、相当の期限を設けて報告を求めるものとする。

(申出の処理の状況等の報告等)

第11条 調整委員は、毎年度、苦情又は相談の申出の処理の状況及びこれに関する所見等についての報告書を作成し、知事に提出するとともに、これを公表するものとする。

(身分証明書)

第12条 調整委員は、職務を行う場合には、その身分を示す身分証明書(別記様式)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、申出の処理に関し必要な事項は、調整委員が協議して定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

別記様式(第12条関係)

(省略)

男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界の動き	日本の動き	岩手県の動き
1945 (昭20)	●国際連合誕生(10月)	●婦人参政権確立	
1946 (昭21)	●婦人の地位向上委員会設置	●婦人参政初の総選挙	
1972 (昭47)	●第27回国連総会で、1975年を国際婦人年とすることを宣言(12月)		
1975 (50)	●「国際婦人年世界会議」をメキシコシティで開催 ●「世界行動計画」を採択 (7月)	●総理府に「婦人企画推進本部」を設置(9月) ●「総理府婦人問題担当室」設置(9月)	
1976 (51)	●「国際婦人の十年」 (1976～1985)	●育児休業法の施行(4月) ●民法等一部改正施行(6月)(離婚復氏制度)	
1977 (52)		●「国内行動計画」策定(1月) ●「国内行動計画前期重点目標」発表(10月) ●「国立婦人教育会館」開館(10月)	●企画調整部青少年対策課において、婦人問題に関する総括事務を所管(3月) ●婦人問題関係課長会議開催(4月) ●婦人団体県連会長会議開催 (4月)(以後、毎年度開催) ●婦人対策懇談会設置 (12月)
1978 (53)			●「岩手の婦人対策の方向」を策定(8月) ●「岩手婦人の集い」開催(8月)(以後、毎年度開催) ●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(9月) ●「岩手県婦人問題研究会議」開催 ●広報紙「婦人情報」創刊 (10月)
1979 (54)	●第34回国連総会で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択(12月)		●企画調整部青少年婦人課設置 (4月) ●「婦人週間ブロック会議」開催(県内4会場)(4月)(以後、毎年度開催) ●婦人海外研修「訪ソ婦人の船」に5人の女性を派遣(7月) ●「北海道、東北、関東地区婦人問題推進地域会議」を開催(11月)
1980 (55)	●「国連婦人の十年中間年世界会議」をコペンハーゲンで開催(7月) ●「国際婦人の十年後期行動プログラム」を採択	●「女子差別撤廃条約」署名 (7月)	●婦人海外研修「中華人民共和国」に5人の女性を派遣(8月)(56年度は6人の女性を派遣)
1981 (56)	●「女子差別撤廃条約」発効 (9月)	●「国内行動計画後期重点目標」を発表(5月) ●民法・家事審判法一部改正施行(1月)(配偶者相続分の引上げ等)	●「岩手の婦人」発刊(4月) ●「岩手の婦人対策の方向後期重点目標」を設定
1982 (57)			●岩手婦人の船洋上研修の開始(1月)(以後、毎年度実施) ●岩手県単独による婦人海外研修の開始(9月)(以後、毎年度10人の女性をヨーロッパ等へ派遣)
1984 (59)			●「婦人の生活実態と意識に関する調査」を実施(11月)
1985 (60)	●「国連婦人の十年最終年世界会議」をナイロビで開催 (7月) ●「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択 (7月)	●国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行(1月)(父母両系主義) ●「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法)成立(5月)(昭和60.6.1公布、昭和61.4.1施行) ●「女子差別撤廃条約」批准 (6月)7月発効	
1986 (61)		●総理府「婦人問題企画推進有識者会議」設置(4月) ●国民年金法の一部改正施行(4月)(婦人年金権の確立)	
1987 (62)		●「農山漁村婦人の日」の設定(3月) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定(5月)	
1988 (63)			●「新岩手の婦人対策の方向」を策定(3月)
1989 (平成元)			●「岩手県婦人行政推進連絡会議」設置(5月) ●「いわて女と男のさわやかフォーラム」(岩手婦人の集いを改称)を開催(9月)(以後、毎年度開催)
1990 (2)	●「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(5月)		●「婦人週間いわて地域フォーラム」(婦人週間ブロック会議を改称)を開催(5月)(以後、毎年度開催) ●「岩手の女性の意識に関する調査」を実施(11月)
1991 (3)		●「育児休業等に関する法律」成立(5月)(平成3.5.15公布、平成4.4.1施行) ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」を決定(5月)	
1992 (4)			●「いわて女性さわやかプラン」を策定(3月)
1993 (5)		●第4回世界婦人会議日本国内委員会設置	●青少年婦人課を青少年女性課に改称 ●「さわやか地域フォーラム」開催
1994 (6)	●「開発と女性」に関する第2回アジア太平洋大臣会議(於:ジャカルタ)(ESCAP地域準備会)	●男女共同参画推進本部設置 ●男女共同参画審議会発足 ●男女共同参画室発足	
1995 (7)	●第4回世界女性会議開催 行動綱領、北京宣言採択	●「育児休業法」の改正(介護休業制度の法制化)	
1996 (8)		●男女共同参画審議会による男女共同参画ビジョンの答申 (7月) ●男女共同参画2000年プランの策定(12月)	●「いわて女性さわやかプラン」後期具体的施策の策定(3月)
1997 (9)		●男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の改正(6月)	●情報紙「join」創刊
1998 (10)		●男女共同参画社会基本法(仮称)の論点整理(中間報告)の公表	●「男女がともに支える社会に関する意識調査」を実施(6月)



男女共同参画に関する国内外の動き（年表）

年	世界の動き	日本の動き	岩手県の動き
1999 (11)		●男女共同参画社会基本法制定(6月)	
2000 (12)	●国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	●「男女共同参画基本計画」策定	●「いわて男女共同参画プラン」を策定(3月)
2001 (13)		●男女共同参画会議設置 ●男女共同参画局設置 ●第1回男女共同参画週間 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)制定(4月)	
2002 (14)			●「岩手県男女共同参画推進条例」(10月)
2003 (15)		●女性のチャレンジ支援策の提言(4月) ●次世代育成支援対策推進法制定(7月)	●青少年女性課を青少年・男女共同参画課に改称 ●「男女共同参画に関する苦情及び相談の処理制度」(4月)
2004 (16)		●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(12月施行)	
2005 (17)	●第49回国連婦人の地位委員会(ニューヨーク)	●育児・介護休業法の改正(4月施行) ●「第2次男女共同参画基本計画」策定(12月)	●「いわて男女共同参画プラン」を改訂(7月) ●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定(9月)
2006 (18)	●第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合(東京)	●男女雇用機会均等法改正	●「男女共同参画センター」開設(4月) ●「男女がともに支える社会に関する意識調査」を実施
2007 (19)		●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)の改正(2008.1施行)	
2008 (20)			●「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正(5月)

## 平成 20 年度 岩手県男女共同参画年次報告書

平成 21 年 3 月発行

発行 岩手県環境生活部青少年・男女共同参画課

〒020-8570 盛岡市内丸 10 番 1 号

TEL 019-629-5348 FAX 019-629-5354

ホームページアドレス <http://www.pref.iwate.jp/~hp0313/>